

○午後1時開会

○議長（本多健信君） ただいまから令和3年第3回品川区議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○議長（本多健信君） 会議録署名議員をご指名申し上げます。

鈴木 真澄 君

松本 ときひろ 君

ご了承願います。

この際、ご報告いたします。

本日の会議につきましては、傍聴人より録音、録画、写真撮影およびテレビ撮影の申請が議長に提出されましたので、品川区議会傍聴規則第8条の規定により、これを許可いたしました。

○日 程

○議長（本多健信君） これより日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

○会期決定について

○議長（本多健信君）

日程第1

会期の決定について

を議題に供します。今期定例会の会期を本日から10月20日までの35日間といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本多健信君） ご異議なしと認めます。よって、会期は35日間と決定いたしました。

次に、

日程第2

一般質問

を行います。

順次ご指名申し上げます。

須貝行宏君。

〔須貝行宏君登壇〕

○須貝行宏君 私、須貝行宏は、品川改革連合を代表して一般質問を行います。

まず、コロナウイルス感染症などによりお亡くなりになられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆様に対しまして心よりお悔やみ申し上げます。

1番目の質問は、災害に強いプロパンガス発電機設置促進と区民・事業者に普及啓発を。

LPガス、プロパンガス発電機が注目を集めるきっかけとなったのは、平成23年の東日本大震災です。当時の災害用はディーゼル発電機が主流で、重い上に振動や騒音が大きいため、1階や地下に設置され

ることが多く、水没や倒壊で使えなかったり、使える状態にあっても燃料が劣化していて起動できなかったり、また、起動しても燃料の補充ができずに数時間しか発電できないものも多発しました。

一方、プロパンガスはほとんど劣化しない上に、供給網が早期に復旧しやすいため継続して利用でき、家庭用プロパンガスを使っていた施設では、平常時と変わらず炊事や風呂焚きなどに使われたり、発電機として家庭や避難所の電源として利用されたりしたので、「プロパンガス発電機は災害時に強い」との認知が広がりました。

発電には振動や騒音がなく、環境にも優しい蓄電池や電気自動車も候補ですが、電気容量に限りがあり、停電時には追加や交換が難しい。また、太陽光発電は家庭や企業に広く普及していますが、天候などにより必要な発電量をカバーできない場合があります。しかも、これらの発電設備はコストがかかる上に、発電量が不安定です。ガソリン発電機はコストはかからず、建設業やレジャーに普及していますが、火災の危険性が高いため燃料保管が難しく、災害時はその確保が困難になります。

今日の異常気象による大規模な風水害、大型台風や大地震などに伴う停電への備えとして、災害に強いプロパンガスを活用した発電機に今注目が集まっています。小型のプロパンガス発電機は狭い場所でも設置できる上、ほとんどメンテナンスや設置費用も要らず、燃料の補充も簡単で、安全性の高いプロパンガスを利用して電気をつくる装置です。着火性に優れ、長時間連続稼働が可能で、停電を避けたい製造業や流通業といった産業界から病院・介護施設まで、幅広い需要が見込まれています。

横浜市の介護施設では、たん吸引器や酸素吸入器などの介護用機器が停電により稼働停止に追い込まれるという最悪の事態を防ぐために、5日間連続で電気を供給できる態勢を整備しています。

もう既に見かけていると思いますが、都市ガス管が行き届いていない郊外へ行くと、ガスボンベが家屋や店舗の横に立っているのを見かけていると思いますが、このボンベから発電機にガスホースを接続し、稼働したら電気が簡単につくられます。コンパクト型でも1,800ワットを発電し、発電機のコンセントと電気製品を延長コードでつなげば電気製品はすぐに使えます。そして、ガスが空になっても、注文すればいつでも供給されます。ボンベの大きさや使用状況にもよりますが、満タンであれば7日間以上は持つようです。

お聞きします。

首都直下でマグニチュード7クラスの大地震が30年以内に発生する確率は70%とされています。大地震にとって、地中が壊れ、道路が陥没や隆起を起こしたら、ガス管や水道管は断裂し、そして揺れや火災により電線も断線や焼失を起こしたら、東京都区部のライフラインの約5割が停電し、都市ガスが供給停止、上下水道は断水・排水不能などが起こり、復旧には30日以上かかると想定されています。しかし、このプロパンガス発電機は電気や都市ガスと違ってガスボンベが切断や断裂することはなく、安全性が高く、壊れるところがほとんどないので、被害を最小限に抑えられます。また、調査・点検を1個単位で行うピンポイント点検で済むため、電気や都市ガスのように地域全体の点検・調査は不要なので、迅速な復旧も可能なのです。

さて、災害時、一番困るのは停電で、当たり前のように電化社会の中で社会経済活動をして電化生活の暮らしをしている区民は、不自由を強いられたり、救命・救助も難しくなったりして、健康や命も危険にさらされてしまいます。大災害に備えて小・中規模の区有施設や臨時避難所にもプロパンガス発電機を設置するべきではありませんか。保育園・幼稚園・シルバーセンターなど、そして民家や小・中規模の店舗、工場、事務所、倉庫などにもこの発電機を設置するように普及・啓発を図るべきではありませんか。お答えください。

2番目は、見捨てられる身寄りがない火災被災者に支援の手を。

荏原地区において築50年以上になる2階建ての木造モルタルのアパートですが、先日、火災になりました。その2階には4世帯あって、各世帯にはお一人ずつ合計4人のご高齢者が居住し、1階には2つの事業所が間借りしていました。7月後半の深夜午前1時頃に、2階の一室から漏電により出火したのですが、4世帯のうち2世帯の2人は煙を吸い込んだため入院し、他の2世帯の2人は70代と80代の男性で、寝姿のまま自力で外に避難することができました。2人とも就寝中でしたが、ドアを激しく叩く音と、火事だという大声に気が付いて、真っ暗で煙が立ち込める中を、何も持たずに部屋から飛び出したそうです。

午前2時頃、区役所の夜間受付係にお2人への支援を要請し、午前6時過ぎに3人の防災課職員が到着し、持参した名簿で本人確認と事情を聞いた上で、お2人の被災者に見舞金の2万円と非常用品セットを渡していました。2人とも所持金もゼロ円の状況なので、身寄りがない上、ご高齢者お2人に臨時宿泊所の確保と生活費の支援を要請したところ、防災課職員から次のように言われました。「区では被災者のための宿泊施設はありませんし、用意もできません。今お渡しした見舞金の2万円で、衣服・飲食・宿泊費を賄ってください」との冷たい回答に唖然としましたが、お2人の健康を考え、こちらでビジネスホテルに連絡して宿泊先を確保しました。

被災した部屋には現場検証を行う2日後しか入れませんので、貴重品も探せませんし、衣類等も放水と火災のすすで何も使えません。また、見舞金ではホテルに2泊ぐらいできても、その先、所持金はなくなってしまうので、これから生活を立て直すまでの間、寝るところと暮らす資金ぐらいは品川区で一時的に貸すべきではありませんか。品川区では、被災して全ての財産をなくした区民を保護することさえできないのですか。お答えください。

お聞きします。

区には、火災で被災されて住むところを失った身寄りのない区民を一時的でも保護できる施設が区内にはないようですが、これはどうしてですか。被災された区民をこのまま見捨てるのですか。自立できるまで宿泊所を提供するべきではありませんか。教えてください。

また、身寄りのない被災者に当面の資金を貸与できないのかと、生活福祉課、高齢福祉課、社会福祉協議会に尋ねたところ、本人の身分を証明するものが必要だと言われました。ですが、火災現場にきた職員が本人確認をしていますし、マイナンバーカードも持っていたわけですから、区において本人確認も証明も可能ではありませんか。教えてください。

2番目、被災者は、緊急事態なので何も持たずに避難しています。停電した暗闇の中、そして火災により煙が立ち込めている中で、命こそ最優先なので、身分証や貴重品を持ち出すことなどできません。ですが、本人の身分証明書があれば、区も金銭貸与ができるし、本人の取引銀行の口座からお金を引き出せるようなので、緊急時には特例措置で本人の身分証を、被災した当日に、品川区で発行できるようにできませんか。教えてください。

3番目は、ワクチン接種証明書や陰性証明で行動制限の緩和を。

政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会は、9月3日、ワクチンが行き渡った後の社会経済活動の制限緩和について提言しました。11月頃には国民のほとんどの希望者にワクチン接種が行き渡り、医療の逼迫がなくなることが前提ですが、ワクチン接種を終えた人やPCRなどの検査で陰性が確認された人などが、ワクチン接種証明書や陰性証明書などを提示した場合は、他の人に感染させるリスクが低いわけですから、日常生活の行動制限を緩和したらどうかを議論することになりました。そして、その

証明書を活用し、医療機関・高齢者施設での面会や県境をまたぐ旅行、大規模イベントなどの参加制限を緩める仕組みの検討を求めた内容で、百貨店や飲食店等での活用も検討する必要があると明記しています。

ただし、行動制限を緩和するのはよいのですが、変異ウイルスができる間は、個人生活の活動の場合は、感染リスクが高い場所での感染対策は引き続き講ずるべきだと私は思います。特に、マスク着用、手洗い、換気、仕切り板は必要です。また、店舗、施設などの場合には、来店・来場者には接種証明書や陰性証明書の提示をお願いし、個人と同じ感染対策は引き続き講ずるべきだと思います。そして、感染対策を講じているところには、現場確認の上、認定書を発行した上で営業時間を緩和するべきです。

今、国民の半数以上が2回のワクチン接種を終えたためか、加えて、壮年、中年層が注意しているためか、感染者が急減しています。これは予防接種により、症状が出ることを防ぎ、重症化するのを予防でき、さらに感染自体を防げる可能性もあるので、多くの方が接種をしたことで感染の拡大を防げたのでしょうか。

一方、コロナ感染以外で健康を患ったり、命を亡くしたり、またコロナにより仕事や活動を失ったり、お金が回らなくなった社会経済を助けるためにも、一定の感染予防は続けた上で、行動制限の緩和をするべきだと思います。制限されたままでは社会経済は壊れてしまいます。

お聞きします。

変異株は現在11種類もあり、日々変異を繰り返し、種類は増え続け、感染力も変化しています。また、専門家からも、「国民の全ての希望者がワクチン接種を終えたとしても、ウイルスは変異していく以上、集団免疫の獲得は困難だ」と言われています。ということは、コロナウイルスと人類との闘いは何年も長期間にわたって続くわけですから、全世界にワクチンと治療薬が届くまでは、闘いではなくコロナウイルスとの共生の道を歩むことが必要だと思います。これから、社会経済活動を止めよう・中止しよう、そして、見る人・聞く人・参加者を減らそうという発想はやめて、感染予防対策を講じた上で、どのように工夫したらコロナ前の生活に近づくことができるかを考えるべきだと思います。

11月頃に国民のほとんどの希望者にワクチン接種が行き渡り、医療の逼迫がなくなることが前提ですが、ワクチン接種証明書や陰性証明書などを提示する時期が来て、社会経済活動の制限緩和に進み出すと思いますが、そのときに備えて、品川区も、集会所、学校施設、運動施設、イベント、事業など、品川区の各事業部も日常生活の行動制限の緩和に向けて検討をするべきだと思いますが、お答えください。

ただし、一方で、「ワクチンを接種しても100%感染しないわけではなく、無症状でうつしてしまうこともあります。また、受けたくても受けられない人が差別されないようにしなくてはならない」といった課題についても検討をしていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、プロパンガス発電機の設置促進等についてお答えを申し上げます。

まずは、区有施設でのプロパンガス発電機の設置促進についてですが、災害時における電源の確保は、夜間照明や情報通信機器の電源として非常に重要と考えております。このため、総合庁舎、特別養護老人ホームなどの大規模施設や全ての区民避難所などにおいては非常用発電設備を設置し、適正に管理しております。一方、このような非常用発電設備の設置には一定の敷地が必要であることから、設置が難しい小・中規模の施設につきましては、可搬型の発電機などにより対応することとしております。また、区で災害用として備蓄している可搬型発電機はガソリンや軽油を燃料とするものですが、プロパンガス

タイプの発電機につきましても、その有効性や備蓄の可能性などについて検討してまいります。

次に、区民や事業者に対する非常用発電機の設置に係る普及啓発についてですが、災害時の電源確保の必要性や平素の管理の容易性の観点から、普及・啓発の内容や要領について研究してまいります。

その他の質問等につきましては、各担当の部長よりお答えを申し上げます。

〔災害対策担当部長滝澤博文君登壇〕

○災害対策担当部長（滝澤博文君） 私からは、火災被災者の支援についてお答えをいたします。

まずは、火災被災者に対する宿泊場所の提供についてですが、区では、火災の被災者に対して、「品川区災害弔慰金および災害見舞金の支給要綱」などにに基づき、規定の見舞金を支給し、毛布などの必需品をお渡ししております。被災後、多くの火災被災者は、ご親族や友人を頼って一時的な住まいを確保されておりますが、一時的に住まいを確保できない火災被災者の対応については、区内でより便宜性の高い宿泊場所の提供について早急に具体化をしてまいります。

次に、火災被災者への資金貸与についてです。区には現在のところ、火災被災者の方に対する融資制度はありませんが、対応する制度として社会福祉協議会に「小口生活貸付資金」がございます。制度の利用に当たっては原則として保険証と顔写真付きの本人確認書類が必要となりますが、個々の状況に配慮した対応をしていくとのことであります。

次に、緊急時の火災被災者への身分証明書の発行についてです。身分証明書の発行については、現段階では課題がございますが、当面の資金の貸付けなどには証明書や運転免許証の再発行などで対応できますので、それらの手続が迅速に行われるよう、区としても丁寧に説明をしてまいります。

最後に、今後も火災に遭われた被災者に対しましては、ご不安な気持ちに寄り添うとともに、早期の生活再建に向けて一層の支援に努めてまいります。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

○総務部長（榎本圭介君） 私からは、行動制限の緩和についてお答えします。

まず、東京都を含む19都道府県においては、9月末日までの緊急事態宣言の延長が決定しており、現在も緊急事態宣言のさなかにあります。区主催のイベントや施設の利用の制限については、国や東京都における緊急事態措置等の内容に応じて、区の感染症対策本部会議で確認・決定をしているところです。

今後の制限緩和に関しては、国や都の動向、区におけるワクチン接種の進捗や感染状況等を総合的に判断して進めていくべきものと考えております。

また、ワクチン接種に関する課題については、ワクチンの特性や、そもそも任意接種であるという点をしっかりと伝え、不当な差別につながらないよう周知・啓発に努めてまいります。

○須貝行宏君 自席より再質問させていただきます。

まず、プロパンガス発電機ですが、もう首都直下が起きたときに、帰宅困難者が、この首都直下、首都に3,500万人いて、800万人が帰宅困難者という状況です。ですから、もう区では、人々を避難できる、収容できる場所がないはずですが、私は、やっぱり区民に、事業者の方にもしっかりそういうことは申し上げて、何とか自力で、皆さんで、それぞれ発電を確保するようというお願いも私はいいんじゃないかなというように思いますので、区の施設もそうですが、これからやはり、安価ですぐできるものには対応していただきたいと思います。まあ、何かありましたら言ってください。

それから、先ほど、身寄りのない火災避難者に対してそれぞれ今後対応してくださるということですが、これ、災害は火災だけではないんですね。風水害、地震などもたくさんあると思います。私は、その辺についてもやはりもう一回見直して、総点検をしていただきたいと思います。やはり、今、住み続

けたい品川区です。ぜひその辺の対応をしっかりやっていただきたいと思います。

あと、ワクチン接種。先ほど、これから東京都のこともいろいろ、ガイドラインが出てから決めるということですが、自治体によっては、もう自らガイドラインを作って動いているところもあります。品川区だって、私はやるべきです。町の中にこれだけ事業所があつて、商店があつて、多くの人が困っています。私は、早急にそこは対応をもっと早くできないのかということ、ちょっともう一度ご回答ください。

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 平常時におきましては、東京電力は電線を通じて電源を供給しているわけですが、非常の際にはこうした送電網が途切れてしまう可能性もあります。そうした場合には、やはり非常用の発電機というのが必要になってまいります。そういう意味では非常に重要なことだというふうに思っております。各家庭もさることながら、私ども区といたしましても、庁舎あるいは避難所、こうしたところでの非常用の発電設備を設置いたしまして管理をしているところであります。こうしたところにはいろいろと設備が必要でありまして、そのような設備が整わないような場合あるいは整わないような箇所については、非常用発電機の設置、これは非常に重要なことだというふうに思います。そういう意味では、普及啓発について、その内容あるいは容量について、これからはしっかりと研究してまいりたいと考えております。

その他のご質問等につきましては、各担当の部長等よりお答えを申し上げます。

〔災害対策担当部長滝澤博文君登壇〕

○災害対策担当部長（滝澤博文君） 私からは、災害に遭われた区民、被災者に対する対応についてお答えをいたします。

今回、火災の提案をいただき、防災課としてもかなりの検討をいたしました。今後、大規模震災での協定締結をしている文書を、火災や風水害など小規模な災害に適用するようにもできるように検討するなど幅広い視点で、被災に遭われた方のご不安な気持ちに寄り添えるような支援をしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

○総務部長（榎本圭介君） 須貝議員の再質問にお答えします。

今現在、国では行動制限緩和の基本方針が出されたところがございます。品川区は特に都市部の人口密集地域でありますので、都の動向も踏まえながら進めていきたいと思っております。ただ、変異株の動向もかなり変わってきておりますので、その辺も十分注意していきたいと思っております。

○議長（本多健信君） 以上で須貝行宏君の質問を終わります。

次に、石田秀男君。

〔石田秀男君登壇〕

○石田秀男君 品川区議会自民党を代表し、一般質問を行います。

総合実施計画について伺います。

長期基本計画は令和2年度を初年度とし、令和11年度を目標年度とする向こう10年の計画が策定されました。未来につなぐ4つの視点に基づいて、3つの政策分野で構成されています。この長期基本計画を基に区は総合実施計画を策定し、具体的な事務事業を年次計画により示して事業を執行していくと考えます。本来は令和2年度に総合実施計画がまとめられる予定でしたが、新型コロナウイルス感染症に

より、令和3年度中に延期となりました。

品川区は、コロナ禍の中でも、これまでの濱野区長の政策により特別区民税は増加しているなど、財政基盤の確立がされていると大変評価しています。この状況を好機と捉え、区民サービスの向上と安定的な提供が必要と考えます。したがって、私は今回の実施計画は有形・無形の政策を区民の皆様を示す絶好のチャンスであると考えます。

長期基本計画の策定委員会でも、実施計画には数値目標を書き込むという話がありました。事業によっては数値が出せるものと数値を出しづらいものがあります。私は、数値化が難しい事業に対して「支援する」「推進する」「取り組みます」「目指します」という言葉ではなく、区が成し遂げたいと考えているゴールやビジョンをある程度具体的に記載するべきと考えます。実施計画をどのような計画にしていくのか、全体的な考えをまず初めにお聞かせください。

実施計画で特に記載する項目、網羅してほしい項目を質問していきます。

福祉分野について伺います。

特別養護老人ホームの令和2年度の入所状況は、申込者数858人、取下げ者数143人、入所者数240人と聞いています。今後、八潮南特別養護老人ホームの増築、小山台住宅跡地の小規模特別養護老人ホームの整備が計画されていると考えます。入所申込者が必ずしも入所できない現状や今後の一定程度の需要が見込まれる状況の中、この2か所以外に大規模な特別養護老人ホームの整備計画を記載するべきと考えます。お聞かせください。

一方で、近隣県では特別養護老人ホームの空きが出ている状況があります。現在も区内待機者のうち希望者への紹介をしていると思いますが、ベッド買いではなく自治体と協定を締結し、希望者に紹介がしやすい環境づくりが必要と考えます。何が課題としてあるのかも含めてお考えをお聞かせください。

次に、地域包括ケアの医療と介護の連携について。

在宅介護を支える上で医療と介護の連携は不可欠であり、第8期介護保険事業計画においても重点プロジェクトの一つに位置付けられています。区は平成29年度に在宅介護支援システムの再構築を連携システム機能を新たに付加して、区と介護事業者と医療機関のデータ共有を進めています。しかし、既に自前のシステムを構築している総合病院等との連携には課題を残しており、迅速な対応が求められていると考えます。

また、令和元年より、医療と介護の専門職による顔の見える関係づくりや在宅療養に関する課題検討を目的とした地域ケアブロック会議を開催しています。8期の計画でも、9期以降、地域包括システムの推進により在宅の割合が増えるの見込んでいます。このようなシステムづくりが推進されることにより、スムーズな入退院支援や看取りなど区民の困り事の課題解決につながると思います。しかし、そのためには担当職員の増員や組織改編なども含めた体制の強化が不可欠であると考えます。お考えをお聞かせください。

また、地域密着型サービスの中で特定施設等の増加が見込まれています。認知症グループホーム等の整備計画も記載するべきと考えます。お考えをお聞かせください。

次に、障害者施設について。

第6期品川区障害福祉計画で、令和3年3月末現在、グループホームの入居も含めて入所待機者が42人となっています。品川区では、グループホームの開設補助を特別区で最高水準の1ユニット2,500万円、2ユニット5,000万円の予算計上がされています。計画どおりに整備を進めていただきたいと考えます。現在の計画では、知的と精神のグループホームが中心と考えます。さらに、聴覚、視覚の需要調

査も行い、整備していくことも必要と考えます。

また、令和5年度末までに児童発達支援センターをもう1か所増設する目標が設定されました。そして、子ども発達相談も希望者が多いため、小山台住宅跡地の児童発達支援センターに設置していく方針と伺っています。意気込みをお聞かせください。

計画を推進するためには、民間の事業所誘致の補助に併せて空き家の活用も必要と考えます。2014年に空き家対策の推進に関する特別措置法が施行され、1年以上居住していない、また使われていない建物が空き家と定義されました。区の調査では、約600戸があります。区で買収、賃貸など外部委託も含めて検討するべきと考えます。空き家の定義、個人情報の問題もあるかと思いますが、積極的に進めるべきと考えます。お考えをお聞かせください。

次に、児童相談所関連経費について。

児童相談所の人材確保は、他自治体との競争の中で経験年数など要件の厳しく、大変困難な状況にあることは理解しています。豊富な知識、経験を持つ人材を確保するために、募集・退職の場合、等級など、どのように進めていくのか、お考えをお聞かせください。

また、令和2年に行われた「都区協議会」において、特例的な対応として特別区の配分割合が0.1%増加されました。そして、3区の令和2年度決算額を区長会事務局が取りまとめ提出するという異例の対応となります。令和4年度に、3区の平年度ベースでの実績で「令和5年度の財調協議」において0.1%分も含め配分割合の在り方が改めて協議されます。私は今後さらに児童相談所は相談、調査・診断、援助、一時保護など、役割の増加が見込まれ、人員など費用が増加すると考えます。決算ベースではなく特別区で費用を積算し、本来の予算ベースで財調協議に臨むべきと考えます。お考えをお聞かせください。

次に、オリンピック・パラリンピック東京大会のレガシーについて伺います。

新型コロナ感染症拡大の影響で開幕が1年延期された東京大会は、開催の可否を巡り、賛否両論、百家争鳴を繰り返したものの、新国立競技場で開会式が行われ、スポーツの最高最大のイベントは開幕しました。9月5日、東京パラリンピックの閉会式で聖火台の火が消され、これまでにない様々な制約と規制があった中で開催都市としての責任を果たし終えたと考えます。

このオリンピック・パラリンピック史上特別の東京大会で得られたかけがえのない感動と、開催を契機に構築された有形・無形のレガシーを一過性のもので終わらせないために、次世代に残すべき社会遺産として持続的に有効活用していくことが重要と認識しています。

今世紀最大級のスポーツイベントに国・東京都は多額の経費を投入してきました。品川区も他区に先駆けて招致の段階から機運醸成事業やインフラ整備等に経費を投入し、東京大会の成功に貢献してきたものと評価しています。区としてスポーツを通じたまちづくりの観点から総合的に把握し、レガシーとしてどのような取組を具体的に検討し、今後実施していくのか、区長のお考えをお聞かせください。

次に、有形のレガシーについてであります。

大会自体の成功を第一義的に考え、建設された各種競技場も、大会後の社会資産として有効活用し、長期的なレガシーとする必要があります。しかし、施設が大会後に有効活用されず負のレガシーとして無駄になるケースもあり得ると考えます。

そこで、大井ホッケー競技場の有効活用についてであります。ご承知のとおり、都の施設であります。従来、都民、区民の生涯スポーツの拠点として親しまれてきた野球場が計画地となりました。東京都に対し、計画値の変更とともに大会後の多目的利用について幾度となく陳情し、区議会としても直接伺い、

申入れをしてきたことは区長もご存じのことと思います。この間、区は日本ホッケー協会および東京都ホッケー協会と密に連携・協力をしてきました。しながわホッケーファンゾーン実行委員会の立ち上げ、ホッケーの体験事業や教室を展開する中で、子どもたちの相当数の参加など、官民一体となって応援し、機運の醸成を図ることができました。今後、大井ホッケー競技場を利用したホッケーのジュニア育成事業を展開し、品川の子どもの育成、支援、助成を行うことは、ホッケーの競技人口の拡大、将来オリンピックを目指す選手の輩出にもつながると考えます。区としてホッケー協会との今後の連携・協力、具体的な取組をどのようにしていくのか、お考えをお聞かせください。

都の施設であるホッケー会場施設の有効活用案を東京都に対して提案するためには、できる限り短期間で検討し、方向性をまとめる必要があります。東京都への要求はいつ、どのようにしていくのかもお答えください。

次に、無形のレガシーであります。

東京大会で特に成功したことは、若者のスポーツであり活躍だと考えています。4つの新競技が導入され、特にスケートボードにおいては12歳、13歳の日本選手がメダルを獲得いたしました。スケートボードは街の迷惑スポーツとして敬遠される場合がありました。しかし、今回、日本人の若い選手たちの試合での活躍ばかりでなく、日頃の努力や真摯な取組、周りの支援などもメディアを通じて知ることができました。勝敗にこだわるだけでなく、時には失敗も受け入れ、チャレンジに対して称賛し、対戦相手に対するリスペクトなど、スポーツマンシップにあふれた振舞いに多くの人が感動、応援しました。スポーツが持つ力、可能性を感じました。今大会を通じて、敵味方、国籍、年齢、性別、障害の有無に関係なく、する人、観る人、支える人、それぞれの立場を超えてスポーツを通じて互いに理解し、思いやりの気持ちを持ちながら共生していこうという心を学びさせていただきました。「こころのレガシー」として残していくことの重要さも改めて感じました。「こころのレガシー」への取組について、今後の考え方をお聞かせください。

オリンピック・パラリンピック東京大会は閉幕しましたが、有形・無形のレガシーを具体化していくために、この行政組織の執行体制を確立し、横断的な課題の解決・調整機能を充実させる必要があると考えます。私は、何かをつくったら、事業を行ったらで終わりではなく、いかに有効活用していくかが重要であると考えます。外部人材の活用も含め、現場や区民の需要に耳を傾けながら、負の遺産とならないよう十分議論を進めていくべきと考えます。お考えをお聞かせください。

次に、まちづくりや観光の有形の部分について伺います。

J R東日本の都市機能集積ゾーンの憩いと防災の広場の計画が発表されました。東急線のガード下の皆様とも意見交換がされていると聞いています。大井町駅周辺は大きく変わろうとしております。新庁舎については検討委員会や議会でも改革推進会議で議論されているため、ここでの質問が行いません。

にぎわい集積ゾーンについて、「アリーナを含む施設を建設していく」と実施計画に記載するべきと考えます。お考えをお聞かせください。

次に、しながわ水族館は令和2年度、「しながわ水族館顧客満足度満点プロジェクト」が立ち上がり、「将来に向けもっと愛される水族館となるための魅力向上策」の検討がされています。現在の状況をお知らせください。

私は、建替方針や計画年度や単独ではなく、P F Iなどを活用し、複合施設としていくなど、具体的な内容を記載するべきと考えます。まだ検討が必要で記載が難しい場合は、ビジョンを記載するべきと考えます。お考えをお聞かせください。

次に、東品川清掃作業所ですが、令和2年3月31日付で20年の清掃事業用地の用地制限が解除され1年半が経過しましたが、本格活用の検討が進んでいません。本格活用についてもっと早く計画し、作成し、整備に着手できないか、お知らせください。

区は、「地下にりんかい線、上空にはモノレールが通っているから、鉄道事業者と協議を慎重に進める方針」「地元や関係団体から用地の活用検討について要望が出されているので、既存建物を生かすか取り壊すかを含め、速やかに方向性を決めていきたい」としています。りんかい線が下に通っている、しかしながら、この建替えは私は可能であると考えています。この場所は天王洲アイル駅と直結し、京浜運河にも隣接しています。将来は水辺の活用やインバウンドを含め、観光拠点になると考えます。「にぎわい施設を建設していく」というビジョンを記載するべきと考えます。お考えをお聞かせください。

次に、京浜急行連続立体交差事業に伴う北品川駅前広場の整備と、および区道新設について。

駅前広場や区道の新設は、品川区が主体となり整備が行われる事業となります。この地域は品川浦周辺地区再開発協議会の計画地とも隣接しています。品川区は、「当該地域は大切な地域資源である」と認識し、区としてできることを進めていきたい」としています。地元や協議会からは「駅前広場や区道の新設に際して高架下の優先・有効活用」「北品川駅の駅名変更」「駅や旧東海道入り口部分の高架の修景」などが要望をされています。それに対する区の回答は、「時期を見て東京都・京浜急行に要望していく」としています。実現されれば必ず観光拠点になると考えます。要望を行ったができなかったのではなく、いかに実現できるかを検討していきたいと考えます。お考えをお聞かせください。

最後に、職員の政策形成について伺います。

品川区では、職員の政策形成能力向上の取組について、主任昇任者を対象とした「政策形成研修」、係長昇任者を対象とした「プロコン研修」、希望者を対象とした「区政の現状と課題」の研修、さらに「採用2年目のプレゼンテーション研修」などが行われています。区は、新規事業などにおいて職員からの提案を受け、その中から管理職の判断で対応し、実現することも可能だとしています。しかし、企画部での予算要求が通らないなど、耳にすることがあります。もちろん予算を預かる企画部の対応も、容易に判断を下しているわけではないことは理解しています。私は、新規事業の見える化や政策形成に取り組んでいることの見える化が必要であると考えます。時間はかかるかもしれませんが、職員の意識改革、モチベーションアップにつながると考えます。

具体的には、名称は政策トライアル枠やチャレンジ枠で構いませんが、予算を計上し実施していくことが重要と考えます。ある県では、新しい施策にいち早くチャレンジし取り組めるよう、1億円の予算を組み、令和2年度に36事業の提案があり、令和3年度に25事業の新規事業が立案されました。また、ある市では、若手職員チャレンジ枠として10件の提案があり、9件1,200万円が新規事業として予算化されました。区としてビジョンを持ち、現場の職員に任せることで、より一層区民の立場に寄り添い、求められる事業が提案、創出されるであろうと考えます。

行政での事業展開は民間のスピード感とは異なる部分もあると思いますが、意識改革にはそれほどの違いがあるとは思えません。仕事に高いモチベーションを持つこと、新しい取組にチャレンジし続けることは重要と考えます。予算計上を含め計画に記載するべきと考えます。お考えをお聞かせください。

以上で質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、総合実施計画についてお答えを申し上げます。

総合実施計画は、長期基本計画の着実な実現に向け、計画期間である令和4年度から3年間に重点的に推進すべき政策につきまして、事業量および事業実施時期を明らかにするとともに、今後の予算編成の指針とするものであります。

策定に当たりましては、高齢化の進展や頻発化する大規模な災害への対応、東京2020大会のレガシーの活用など、前長期基本計画の策定時より大きく変化した社会経済状況に対応するとともに、誰一人として取り残さない包摂的な社会への取組など、コロナ禍でより明らかになった課題につきましてもしっかりと捉え、検討してまいります。

事業量などにつきましてはできるだけ数値化を図ってまいります。数値化が難しいものにつきましても工夫を図り、方向性や在り方などをできる限り分かりやすく示してまいります。

その他のご質問等につきましては、それぞれ担当の部長等よりお答えを申し上げます。

[福祉部長伊崎みゆき君登壇]

○福祉部長（伊崎みゆき君） 私からは、福祉に関するご質問についてお答えいたします。

特別養護老人ホームの整備につきましては、現在計画中の2か所のほかに、東大井3丁目の所有地活用について都から意向調査があり、特別養護老人ホームなどの整備としての活用の意向を伝えております。現在、都と調整を行っているところです。

次に、施設入所に係る自治体間の協定についてですが、自治体の多くは施設に直接申込みを行う方式を活用していることから、協定を締結することは難しいと考えております。引き続き本人や家族の希望を尊重し、適切な施設の案内に努めてまいります。

次に、医療と介護の連携についてですが、自前のシステムを構築している総合病院等については、引き続き協議を行う中で、効果的な方策について検討してまいります。なお、総合病院、診療所、介護事業所等が参加する地域ケアブロック会議で、コロナ禍においてもオンライン等を活用しながら課題検討を行うなど、在宅療養体制の充実に向けて取り組んでおります。今後も、地域包括ケアを推進するためにさらなる体制強化が必要と認識しております。

また、認知症高齢者グループホームについても今後ますますニーズが高まることが想定されることから、整備促進の手法を検討し、計画を進めてまいります。

次に、障害者施設についてです。

現在、第6期品川区障害福祉計画に基づき、障害者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、グループホームの整備を積極的に進めているところです。民間グループホームの増設を推進するため、区内外115事業所への整備費補助の周知を図るとともに、誘致に努めてまいりました。その結果、補助金は未使用となりましたが、今年度3か所、計22人のグループホームの増設を図ることができました。引き続き、さらなる増設を目指し、積極的に取り組んでまいります。障害当事者の個別のニーズにつきましては、相談支援員を通じてきめ細かく把握してまいります。

また、児童発達支援センターについては、国の指針では、令和5年度末までに少なくとも区内に1か所設置することとされておりますが、さらなる相談支援体制の充実を図るため、第2期品川区障害児福祉計画に基づき、2か所目の設置を目指しております。

また、空き家の福祉施設への活用についてですが、区ではこれまで所有者に対して空き家の有効活用についての働きかけを行ってまいりました。物件が障害者施設として適していれば、活用をしてまいります。

[子ども未来部長柏原敦君登壇]

○子ども未来部長（柏原敦君） 私からは、児童相談所に関するご質問についてお答えいたします。

まず、児童相談所の人材確保については、開設を目指す特別区のほか、各自治体も体制強化を図っているため採用競争が激しくなっております。そこで、人材を早期に確保するため、このたび児童相談所での豊富な勤務経験を有する課長級および係長級の任期付職員採用選考を実施することといたしました。課長級職員につきましては、児童相談所長として、その資格要件に該当し、かつ、当該勤務経験を有する者を受験対象としており、開設後には児童相談所長として活躍いただくことも想定しております。これら人材の知識・経験を最大限に生かしながら、引き続き必要な人材の確保に努め、令和6年度中の開設に向けて着実に準備を進めてまいります。

次に、財調協議についてですが、児童相談所の設置は、都と特別区の役割分担に大幅な変化が生じるものであり、都区の配分割合を変更し、需要に応じた算定を行うことが必須であると考えております。現在の0.1%は全く実態に見合っておらず、運営に必要な財源保障がなされるよう、引き続き協議に臨んでまいります。

〔文化スポーツ振興部長山崎修二君登壇〕

○文化スポーツ振興部長（山崎修二君） 私からは、オリンピック・パラリンピック東京大会のレガシーについてお答えします。

区はこれまで、ホッケー、ビーチバレーボール、ブラインドサッカーを中心に、大会の機運醸成、競技啓発を進めてまいりました。大会は残念ながら無観客開催となりましたが、オリンピック競技大会では、区民・地域団体・行政が一つとなり、ホッケーを盛り上げようと応援動画の作成やライトアップを実施いたしました。これは、スポーツを通じたまちづくり、にぎわい創出の礎となるものと認識しております。今後も区民の皆様の自主的な取組を支援し、地域活力の醸成に努めてまいります。

次に、ホッケー協会との連携についてですが、大井ホッケー競技場が恒久施設であることから、今後はホッケーの普及事業、ジュニア世代を含む区内のホッケー競技人口拡大に活用したいと考えております。そのために、今まで以上に緊密な連携を取りながら、共同事業等を検討してまいります。

次に、競技場の有効活用に関する東京都への提案につきましては、現在までも東京都と意見交換をしているところではありますが、仮設解体後、令和4年度の夏供用開始を目途に、引き続き調整を図ってまいります。

次に、こころレガシーについてですが、大会を通じてお互いの違いを尊重し、認め合い、たたえ合う大切さを多くの方が感じたと考えております。区では今後もブラインドサッカーやボッチャの普及啓発を通じて、共生社会の実現に取り組んでまいります。

次に、レガシー具体化に向けた執行体制についてですが、現在まで培った様々な成果を今後にかけるよう、体制を整備し、積極的に取り組んでまいります。

〔企画部長堀越明君登壇〕

○企画部長（堀越明君） 私からは、まちづくりに関するご質問についてお答えいたします。

初めに、広町地区のにぎわい集積ゾーンにおける施設整備についてです。区を中心核である大井町エリアのさらなるにぎわいの向上のため、多くの集客が可能な多目的の施設が必要と考えております。

次に、水族館の将来検討と魅力向上についてですが、令和2年度に行った地域の方々や専門家による検討を踏まえ、今年度はリニューアルの場所や規模など具体的な方向性について検討を進めているところでございます。水族館は、現在、区の水辺の観光資源として重要な役割を担っており、今後も多くの方に楽しんでいただける施設を目指していきたいと考えております。

次に、旧東品川清掃作業者の活用検討についてです。現在の建屋は築33年で、利用可能な状態です。施設を有効に活用するため、用途変更手続や建築基準法等の規定に適合した施設改修等について検討を進めつつ、東京2020大会時の「しながわハウス」として活用する予定にしていたところです。当立地は、交通の利便性が高く、京浜運河に隣接し、ボードウォークや様々な広場などの景観に囲まれた魅力的な立地にあります。今後の活用についても「にぎわい施設」の観点を含め検討してまいります。

次に、京浜急行本線連続立体交差事業に伴う北品川駅の駅前広場整備および区道の新設についてですが、地域交流の核となる拠点の形成および交通の結節機能向上を目的に、現在事業用地の取得を進めております。また、地域の方々や協議会からは様々な声をいただいております。適宜、関係者と協議を行っております。区としましては、北品川駅周辺に多くの方が訪れ、観光拠点となるよう、まちづくりを進めてまいります。これらのまちづくりについては、実施計画策定作業においても検討を進め、区としての考えを示してまいります。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

○総務部長（榎本圭介君） 私からは、職員の政策形成能力についてお伝えします。

区では、長期基本計画において、「区民に信頼され実行力のある職員の育成」を掲げ、「新たな課題に広い視野と新しい発想で取り組み成果を出す職場づくりを推進」していくとしております。政策形成研修や政策テーマに関し、賛成・反対の立場から議論するプロコン研修は、多角的な区政の課題は何かを把握し、課題解決に向けた施策を立案する際にどのような手法が効果的・効率的かを学ぶことが目的です。その手法・考え方を自分の日常の仕事の中でも発揮することが重要であると認識しております。

研修で出される事業提案については、実現に当たって詰めるべき課題も多く、事業化に結び付くことが少ないのが現状ですが、ご指摘のような予算編成に職員提案の特別枠を設けるなどの取組は、職員の主体性や仕事へのモチベーションの向上に寄与すると考えております。これまでの研修の成果や課題も踏まえながら研究してまいります。

これらの考え方の実施計画への反映については、職員が意欲と能力を最大限に発揮し、複雑・高度化する行政課題に対応していく人材育成の観点から検討してまいります。

○石田秀男君 様々、答弁ありがとうございました。

これから決特もありますので、その中で質問させていただきたいと思っておりますが、1点だけ、最後に総務部長から、人の部分で、これから研修が済んだ後でまたいろいろ検討していくという話がありましたが、私も質問の中で何か所か、オリンピック、それから地域包括ケアのところに入れていただきましたが、人の問題であると思っております。これからぜひ、ここだけは伺いたいんですが、組織があって、もちろん担当者もいる。だけれど、その方々は非常に頑張っている。だけれども、なかなかそれが成果として出る——出ているものもあるわけですが、だけれども、だけれど、そういうのをやっぱり行政としては、やっぱり実施計画の中でこういう方針で行くんだというビジョンがしっかりとない、なかなかそこへ向かって皆さんが行けないような気がしてなりません。職員の方々が。だから、そこら辺の職員体制をしっかりと一回やっていくんだという、時間はかかるかもしれませんが、そういうところだけ、もう一回、さっき答弁も抜けていたところもあるんだけれども、そこだけお聞かせください。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

○総務部長（榎本圭介君） 石田秀男議員の再質問にお答えします。

人が組織を形作っているということで、それをどのように成果に結び付けていくかということですが、けれども、今、人材育成の中でもいろいろ職種等がかなり分かれておりまして、福祉関係、技術関係、そ

れから児童福祉関係というふうには、かなり専門的な分野が多くなってきたところがございます。そうしたところについてもどんなふうなステップを踏んで育成をしていくのか、そういう形の人材育成方針みたいなものも今検討しているところがございますので、そういったもので、自分のやっていることがどこに結び付いていくのかというのが分かるような形でのそういうビジョン、計画づくりをしていきたいと考えております。

○議長（本多健信君） 以上で石田秀男君の質問を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後2時11分休憩

○午後2時25分開議

○議長（本多健信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

つる伸一郎君。

〔つる伸一郎君登壇〕

○つる伸一郎君 区議会公明党を代表して、一般質問を行います。

初めに、新型コロナウイルスワクチン接種についてお尋ねいたします。

「災害レベルの非常事態」となっている新型コロナウイルス感染症に対し、医療などの最前線で奮闘される全ての皆様に改めて心より御礼申し上げます。また、コロナに罹患された方にお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方に心よりお悔やみ申し上げます。

コロナ収束のために、その切り札であるワクチン接種が一日も早く希望する方全員に行き届くことが急がれます。そこで、質問の1点目は、品川区のワクチン接種推進と予約システムの改善についてです。

区内の高齢者への接種が9割近くへと進み、連日報道される高齢者の感染者数の減少を見ても、ワクチンの効果は歴然であります。

一方で、国からのワクチン供給量の減少によって予約が滞る中、接種を推進したい高齢世代以外の方々からも、感染症に対する不安の声だけでなく、区の予約システムに対して「キャンセルや再予約などの手順が分かりづらい」「予約開始時間が平日午前中で労働が取りづらい」などの不満の声を受けました。予約の開始曜日については、区議会公明党が8月30日に行ったコロナ対策として、13回目の区長要望の中でその対策を求め、9月19日の日曜日が設定されました。また、ワクチンメーターなど、区の現状を示す工夫は評価を得ているところですが、政府目標は「希望する全ての対象者への接種を今年10月から11月にかけて終える」としており、感染症の収束に向けて、区としても、ワクチン接種をいつまでに、どう終わらせたいのかの取組の姿勢、方針を示すことも大切です。

そこで、品川区のワクチン接種の進捗状況についてお知らせください。併せて、接種推進のために、予約システムの早急な改善と土日や平日夜間帯など、予約解放日のさらなる改善を求めます。

質問の2点目は、若年層、中年層への接種機会の拡大および広報の拡充についてです。

品川区は、感染リスクが高い妊婦とパートナー、また、若年層のうち16歳から29歳の方を対象に優先接種枠を設けるなど接種機会の拡大を図りましたが、さらなる接種促進のために、土日枠や夜間帯への拡大が望まれます。

一方で、独立行政法人経済産業研究所が行った調査によれば、SNSを中心とした科学的根拠を欠い

たワクチンに関するデマ情報が接種を忌避させ、さらに、接種を希望しない割合は若い人ほど高いことも分かりました。さきの予算特別委員会でも提案しましたが、情報の拡散役となっている1990年代中盤以降に生まれ、デジタルに強い「Z世代」に向けた発信を工夫することで、各世代への情報の浸透が期待できます。

そこで、品川区としても、国や都の接種会場やワクチンについての正しい情報が若者をはじめ各世代に浸透するよう、広報やSNS発信の工夫を求めます。また、若年層や中年層の接種促進のため、土日枠や夜間帯の接種機会の拡大を求めます。それぞれご所見をお聞かせください。

次に、「品川区手話言語条例」制定に基づく施策の推進についてお尋ねいたします。

さきの第2回定例会にて、全会一致で「品川区手話言語条例」が可決し、施行されました。私も、聴覚障がい者団体の声を受け、先駆けて、2013年の決算特別委員会で手話言語条例の制定を求めて以降、手話に関する各施策の推進と併せ、繰り返し訴えてきた者として、条例制定を高く評価しています。

そこで、質問の1点目は、手話による窓口対応の拡充についてです。

条例制定後、改めて、会派で同団体の皆様と懇談し、喜びの声とともに、本庁舎各窓口等で採用している外国語対応も含むタブレットを活用した「遠隔通訳サービス」での手話対応の端末増設などの要望も伺いました。区は、障害者福祉課などの職員を対象に手話講習を開始しましたが、手話による意思疎通のさらなる拡充が求められます。

滋賀県大津市では、LINEを活用した「おおつ手話サービス」として、文字入力やビデオ通話で市役所に常駐する手話通訳者が対応しており、端末も聴覚障がい者ご本人のスマートフォンやタブレットを使用するため、自宅や外出先からも役所への問い合わせが可能となりました。

そこで、手話研修の対象拡大や他自治体の事例を参考にした「遠隔手話サービス」の拡充、および、緊急時に意思疎通が図れるよう、主要病院等への支援を求めます。

質問の2点目は、手話番組の制作などについてです。

条例では、「手話を必要とする者が暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努める」と区民の役割が示されました。

そこで、区民が手話による意思疎通が図れるよう、ケーブルテレビ品川などの手話講座の番組制作や、品川区YouTube公式チャンネルへの手話通訳の導入や、字幕放送の拡充のほか、教育現場での理解促進として、小・中学校で手話学習や聴覚障がい者理解の授業を実施してはいかがでしょうか。

質問の3点目は、「デフリンピック」の東京招致活動の支援についてです。

聴覚障がい者の国際スポーツ大会「デフリンピック」の2025年東京開催に向けて、全日本ろうあ連盟などが招致活動をされています。

公明党東京都本部「2025年デフリンピック支援委員会」委員長の岡本みつなり衆院議員をはじめ、公明党は、デフリンピックの東京招致に取り組んでいます。

そこで、条例制定を契機に、スポーツを通じた国際手話や情報・コミュニケーションの普及、区内でのデフサッカーをはじめ、聴覚障がい者のスポーツ振興につながるよう、「デフリンピック」の東京招致活動を本格的に支援してはいかがでしょうか。それぞれご見解をお聞かせください。

次に、防災対策についてお尋ねいたします。

コロナ禍に、追い打ちをかけるように、本年も全国各地で自然災害が発生しています。どんな災害があっても一人の犠牲者も出さないために、日常からの備えを支援することが大切です。

そこで、質問の1点目は、障がい者などの防災訓練の実施についてです。

品川区は、昨年度までの5年間で、「避難行動要支援者・支援体制構築補助事業」として、20の防災区民組織で約180名分の個別避難計画策定を支援しました。区は今後、避難行動要支援者・支援業務委託として、ケアマネージャーや支援相談員と防災区民組織との支援に関する検討会を実施し、町会・自治会との情報共有、避難誘導訓練の実施や、国の指針改定を受けて、「品川区要配慮者全体計画」の改定を検討するなど、要配慮者への支援を推進するとしています。

そこで、これまでの各災害の訓練への避難行動要支援者の参加地域と高齢者・障がい者それぞれの対象者のうちの参加人数、また、コロナ禍での避難誘導訓練をどのように実施するのかお知らせください。

さらに、障がい当事者が個別避難計画に基づいて、安心して各災害の訓練に参加できるよう、支援を検討してはいかがでしょうか。ご所見をお聞かせください。

質問の2点目は、避難支援等実施者の賠償責任保険についてです。

現在の災害対策基本法では、避難支援等に従事した際に、死亡、負傷、疾病や障がいの状態になった場合には、支援者本人や遺族は補償対象となり、区市町村が責任を負うことになっています。

また、内閣府の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や個別避難計画の作成時に、要支援者から事前に同意を得る様式には、その結果について法的な責任や義務を負うものではない旨が記載されています。

一方で、支援者が避難支援中に、要支援者等にけがを負わせた場合に賠償責任を負うのではないかとの心配の声もあり、兵庫県豊岡市のように、支援者が負った賠償請求に対し、ボランティア保険を活用し、支援者の自己負担分を公費で賄っているところもあります。

そこで、支援者が安心して相談できるよう、現状では担保されていない、支援者が要支援者に損害を与えてしまった際の損害補償や責任の所在について、品川区の見解をお知らせください。

次に、周産期などのグリーンケア等についてお尋ねいたします。

流産・死産をされた方が喪失感の中でPTSDや鬱病を発症される方もおり、心身のケアが必要であるにもかかわらず、産婦健康診査事業に流産・死産をされた方が明確に対象となっておらず、自治体の判断によって産後健診の対象から漏れてしまう可能性がありました。

こうした現状を受け、本年3月、流産・死産を経験された方を支援する、当事者や医師らでつくる任意団体「周産期グリーンケアはちどりプロジェクト」からの声を受け、公明党が国会質疑で対応を求め、産婦健康診査事業の実施要綱に流産・死産の女性も対象と明記されました。

本年5月31日、厚生労働省は、全国自治体に「流産や死産を経験した女性等への心理社会的支援等について」を通知し、流産・死産でお子様を亡くされた方の母子保健法における位置付けや支援に活用可能な国の事業として、産後ケア事業、産婦健康診査事業、不妊症・不育症支援ネットワーク事業などを周知しました。

そこで、質問の1点目は、流産や死産を経験された女性およびご家族への支援についてです。

私も、2014年の予算特別委員会で、流産・死産を経験された方への支援を求め、産婦健康診査事業については2017年の予算特別委員会で活用を求めました。区議会公明党としても、流産・死産を繰り返す不育症の支援策を一貫して求めてまいりました。

同団体に寄せられた当事者の声には、「胎児期を含む赤ちゃん、子どもを亡くした家族の相談窓口」の設置、自助グループなど「地域資源の把握、連携・協力」などがあります。

そこで、厚労省からの通知を受け、担当部署を明確にして実態把握をし、不妊症・不育症支援ネットワーク事業など、流産・死産を経験された女性およびご家族に寄り添うグリーンケア等の実施を検討し

ていかがでしょうか。

また、既存事業の活用の際は、乳幼児と同じ場でのケアにならないようにするなど、適切な配慮を求めます。

さらに、今回対象となった産婦健康診査事業について、改めて区のご見解をお知らせください。

質問の2点目は、流産・死産などでお子様を亡くされた際の行政手続の改善についてです。

厚労省からの同通知には、母子保健施設のための死産情報の共有や、流産や死産による死胎、亡くなられた胎児の取扱いについても示されています。

お子様が亡くなられた場合、妊娠4か月以降は死産届の提出があり、それ以前は流産となり、特段の届等はありません。また、当事者からは、流産・死産をした後に、子どもが出生したことを前提とした母子保健関連のお知らせが届き、精神的負担を強く受けたとのお声があります。

さらに、流産・死産により亡くなった胎児の取扱いについては、妊娠4か月以上は墓地埋葬法により死体と同様の扱いとされていますが、妊娠4か月未満であっても同法の対象ではありませんが、社会通念上、丁寧に扱うことが求められ、自治体には関係者への周知、理解促進等適切な対応を求めています。

死亡届の窓口は戸籍住民課で、婚姻届など様々な届出と同じ窓口ですが、今年度、同課の窓口の一部には、私が2015年の予算特別委員会で提案した、第三者に会話を聞こえにくくする「スピーチプライバシーシステム」が設置され、配慮の工夫が図られています。

配慮が必要な届出等のより一層の対応として、会派で求めてきた、お悔やみコーナーのような場所を、他の課に設置しているパーティションで囲われた相談コーナーを活用し、各手続に必要な職員が入れ替わり対応することも一案です。

そこで、流産・死産情報の共有や亡くなられた胎児の取扱いについて、品川区としての対応をお知らせください。

また、ご来庁者が各窓口を回り負担のかかることがないように、他課の相談コーナーの活用やコンシェルジュを配置し、各窓口にアテンドする対応の検討を求めます。

さらに、手続の順番を示す受付票を、最初の窓口で通過した時間で、各窓口において優先的に受付されるファストパスのような仕組みを導入してはいかがでしょうか。それぞれ区のご見解をお知らせください。

次に、子育て支援等についてお尋ねいたします。

質問の1点目は、東京都の「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）」の活用についてです。

昨年の予算特別委員会などで、同事業の活用について繰り返し求めてきました。

さきの第2回定例会での会派の一般質問へのご答弁で、区が課題として指摘していたシッターの質の担保については、東京都が令和2年度に、同事業に参画する事業者と従事するシッターに「事業者認定基準」「シッター従事要件」を設け、質の担保を図っています。

シッターの利用に際しては、冠婚葬祭、育児負担の軽減、リフレッシュなど、理由は問わず、様々なニーズに応えることができ、「訪問型病児保育」への助成やオアシスルームを利用できない外出困難家庭への支援も可能となります。

そこで、課題として挙げられていたベビーシッターの質の担保も含め、都予算を活用し、実施してはいかがでしょうか。

質問の2点目は、地域型保育事業所への支援についてです。

総合的な待機児童対策で、品川区の令和3年4月の待機児童数は5名となり、地域型保育事業所でも0歳での定員割れが24園中14園で発生し、事業所の運営においては支援が必要な園もあります。

待機児童解消のため、大型園の開設と並行して、0から2歳児の園として地域型保育事業所が担ってきた役割からも、今後も重要な存在であり、また、コロナ禍にあつて、利用者にはより一層の支援が必要な世帯が多く、3歳児以降の連携園との在り方にも工夫が求められると、事業者からの指摘もあります。こうしたニーズの支え手となっている地域型保育事業所に対して、運営を継続できるように、江東区、杉並区、豊島区などでは、定員割れの際の補助金を付けています。

そこで、支援が必要な利用者の支え手となっている地域型保育事業所の連携園の改善や定員割れの際の補助金の創設など、地域型保育事業所への支援策の強化を求めます。

質問の3点目は、地域型保育事業所への巡回相談の拡充についてです。

現在、区は、私立保育園に臨床発達心理士などが訪問をし、子どもへの関わり方など専門的な助言を行っています。

一方で、現在は対象となっていない地域型保育事業所から、発達障がいなど、就学前の低年齢の段階であっても専門的なアドバイスが必要なケースが増えてきているとのお声を伺いました。

そこで、特別支援保育として実施している巡回相談を地域型保育事業所にも拡充してはいかがでしょうか。それぞれご所見をお聞かせください。

次に、オリンピック・パラリンピック東京大会のレガシーについてお尋ねいたします。

コロナ禍での歴史的な挑戦となった「平和の祭典」「人間の可能性の祭典」であるオリンピック・パラリンピック東京大会が閉幕しました。困難な状況下でも力を尽くすアスリートの姿から勇気と感動を受けましたが、大会を見ることすらできずに、コロナ感染者などの命を救おうと奮闘されている医療従事者の方々には、改めて心からの感謝を申し上げます。

そこで、質問の1点目は、オリンピック・パラリンピック東京大会のレガシーや今後の展開についてです。

品川区はこれまで、応援競技であるホッケー、ビーチバレー、ブラインドサッカーなどの支援をはじめ、大会前から様々な機運醸成やアスリートとの交流機会など、スポーツ振興を図ってきました。東京大会のレガシーとして、ボッチャの区民大会や障がい者スポーツなどのさらなる振興を期待するものです。

そこで、品川区の東京大会のレガシーをお示しいただき、今後どのように展開していくのかお知らせください。

質問の2点目は、事前キャンプを受け入れたコロンビア共和国およびアスリートとの交流についてです。

パラリンピックでは、品川区が事前キャンプを受け入れたコロンビア共和国のパラ・パワーリフティングのファビオ・トーレス選手が銅メダルを獲得しました。本来であれば、予定されていたメダリストと子どもたちや区民との交流は、コロナ禍によって絶たれました。しかし、未来志向で捉え、子どもたちと交流する姿を目に浮かべ、交流先のなかった品川区に、コロンビア選手団との事前キャンプを橋渡しした者として、ともにコロナ禍を乗り越え、コロンビアの自治体との交流など、新たな地域間交流にも発展することを期待するものです。

そこで、品川区のレガシーとして、コロナ禍にあつてはオンラインを活用するなど、コロンビア共和国およびアスリートとの交流を継続・発展させていくことを求めます。

質問の3点目は、オリンピック・パラリンピック教育の継続についてです。

オリ・パラ教育の集大成とされた「学校連携観戦プログラム」が、コロナ禍で品川区は中止となりました。地域の子どもたちが学校や幼稚園、保育園で配布された応援グッズを手に喜ぶ姿を見て、これまで対象年齢の拡大などを推進した者として、観戦機会に代わるレガシーを子どもたちに残したいとの思いを強くしました。

日本福祉大学スポーツ科学部の藤田紀昭教授によるパラスポーツに関する意識調査によれば、パラスポーツを見た人・やったことがある人は、ない人に比べて、障がいのある人に対して肯定的な意識を持つ結果が出ており、パラリンピックの一番の意義である「共生社会」の形成を進める観点でもオリ・パラ教育の継続は極めて重要な要素であります。

そこで、体育の授業でパラスポーツを取り入れるなど、オリ・パラ教育の継続やレガシーとして子どもたちの心にも形にも残る取組を求めます。それぞれご所見をお聞かせください。

以上、各理事者の積極的なご答弁を期待して、一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、オリンピック・パラリンピック東京大会のレガシーや今後の展開についてお答えを申し上げます。

区では、東京での開催決定直後から、大会への機運醸成、競技の啓発を実施してまいりました。その結果、区内開催競技であるホッケーやビーチバレーを中心に、スポーツを「する・みる・支える」、その主体である区民の裾野が広がったと認識しております。また、応援競技であるブラインドサッカーや、事前キャンプでコロンビア選手団を受け入れたボッチャのようなパラスポーツの普及を通じまして、共生社会の実現に向け貢献できたものと考えております。今後は、恒久施設が残るホッケーを盛り上げる取組や、ブラインドサッカーをはじめとする障害者スポーツの振興に、一層取り組んでまいります。

次に、コロンビア共和国との交流ですが、令和元年の事前キャンプ受入れ以前から、大使館職員による小学校での講座開催や大使館での防災訓練の実施など、教育、文化、防災を中心に様々な分野での交流も行ってきております。

大会後も、区内に大使館のある身近な国として、アスリートとの交流も含め、引き続き幅広い世代、様々な分野で取り組んでまいります。

その他のご質問については、各担当部門よりお答えを申し上げます。

〔教育長中島豊君登壇〕

○教育長（中島豊君） 私からは、オリンピック・パラリンピック教育についてお答えいたします。

オリンピック・パラリンピック教育をレガシーとして継続していくことは、他者を思いやる心や世界各国の人々と積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度などを育成する上でも大変重要なものと認識しております。

これまで、区教育委員会では、区立学校の8年生全生徒を対象とした「ブラインドサッカー」の体験教室を実施してきており、その中で、生徒の感想には「相手の立場や気持ちを考えることの大切さを学んだ」「友達との関わりの中でも生かしていきたい」など、前向きに捉えるものは多くございました。

また、各学校におきましても、オリンピックやパラリンピックなどのアスリートを招き、体験や講演を通して、諦めない心や障害者理解を学ぶ取組を行っております。

引き続き、パラスポーツの体験やアスリートとの交流を継続し、障害者理解やスポーツ志向などの資

質を高め、オリンピック・パラリンピック教育のレガシーとしてまいります。

〔保健整備担当部長秋山徹君登壇〕

○保健整備担当部長（秋山徹君） 私からは、新型コロナウイルスワクチン接種についてお答えいたします。

初めに、ワクチン接種の推進と予約システムの改善についてです。

12歳以上の区民の接種率は、9月15日現在、1回目が63.3%、2回目が50.7%です。ワクチンが順調に供給されていた時期である7月中旬の一週間当たりの接種は約1万5,300回を超えており、ワクチンの供給量が減り始めた8月以降は約1万1,600回程度となっております。

ワクチン接種の進捗は、その供給によるところが大きいため、区としましては、9月よりファイザー社のみでなく、アストラゼネカ社、モデルナ社のワクチンの接種を開始しており、可能な限り早い時期に希望する区民への接種を完了させたいと考えております。

予約システムについては、アクセスが集中した際に何度もログイン操作をする必要をなくするため、7月より1回の操作で順番待ちができる機能を追加するなど、随時改善を行っております。また、予約開始については、曜日や時間など幅広く検討してまいります。

次に、ワクチンに関する広報につきましては、状況を正確に伝えるため、年代別の接種率をはじめ、ワクチンメーター等、分かりやすい広報に努めてまいりました。今後は行政からの正しい情報として、特に若年層に伝わるよう、LINEの年代別配信機能の活用など、より工夫をしております。

また、若年層、中年層への接種機会については、モデルナ社ワクチンの接種を土日に追加して実施することとしました。今後も土日の接種枠を増やすなど、さらなる接種促進に努めてまいります。

〔福祉部長伊崎みゆき君登壇〕

○福祉部長（伊崎みゆき君） 私からは、「品川区手話言語条例」制定による施策の推進についてお答えいたします。

初めに、手話による窓口対応の拡充についてです。

手話研修については、本年度から、まず障害者福祉課の職員への研修を実施し、さらに広く区職員を対象とする研修を行っているところです。今後も職員研修を継続してまいります。

また、緊急時の意思疎通を含めた遠隔手話通訳サービスについては、障害当事者の団体や手話通訳者の意見を伺いながら、他自治体の事例を参考にし、検討をしております。

次に、手話番組の制作等についてです。

現在、品川区聴覚障害者福祉協会等の団体と意見交換をしながら、区民に手話を親しんでもらうための動画作成を進めているところです。配信については、ケーブルテレビの番組も含め、ホームページなど様々な方法を検討し、積極的に普及啓発を行ってまいります。

YouTubeの「しながわネットTV」につきましては、区の広報番組はテロップのほか、番組の枠外に放送内容を全て文字で表記しておりますので、今後も継続いたします。番組の手話通訳につきましては、現状では一部のみですので、拡充に努めてまいります。

教育現場での理解促進ですが、既に学校では、音楽の授業や様々な学校行事の中で手話を交えて歌を歌う等の機会があります。また、聴覚障害者を招聘し、デフサッカーやデフバレーの体験を行っている学校もあります。今後もこのような具体的な活動を通して、児童・生徒が手話に親しむことができるようにするなど、聴覚障害者に対する理解を一層深めてまいります。

最後に、「デフリンピック」の招致活動ですが、東京都の動向を注視しつつ、招致に協力してまいり

ます。

〔災害対策担当部長滝澤博文君登壇〕

○災害対策担当部長（滝澤博文君） 私からは、防災対策についてお答えをいたします。

まずは、高齢者・障害者に対する防災訓練の実施状況についてです。

避難行動要支援者・支援体制構築補助事業において、平成28年から令和2年の過去5年間で、品川、大崎、大井、荏原、八潮の5地区から防災区民組織20団体、要介護の高齢者を中心に68名を対象とした災害時の避難誘導訓練を行いました。

コロナ禍での避難誘導訓練につきましては、これまでの事業成果を踏まえ、福祉関係者との連携も考慮し、引き続き実動訓練や図上訓練を進めていく予定であります。この際、感染症対策を考慮し、オンライン形式を取り入れた訓練を実施するなど、感染リスクを抑えるための取組を行ってまいります。

また、障害者が地域の防災訓練に参加する際には、障害福祉サービスなどを利用することができますので、相談支援員に相談をいただくよう周知を進めてまいります。

次に、避難誘導支援者の賠償責任についてですが、支援者に悪意や故意などが無い限り、原則として法的な責任は問われないと区は考えております。

また、賠償責任保険についてですが、区内の町会・自治会は、品川区町会自治会連合会が加入する自治会活動補償制度の対象となっております。万が一、避難誘導活動中に支援者が要支援者に損害を与え、それに対する賠償請求があった場合には、自治会活動補償制度により弁護士費用などが支払われることとなります。

〔品川区保健所長福内恵子君登壇〕

○品川区保健所長（福内恵子君） 私からは、周産期などのグリーフケア等についてお答えします。

初めに、流産や死産を経験された女性およびご家族への支援についてです。

保健センターでは、保健師が相談に対応し、必要に応じて流産・死産等を経験された女性やご家族を支援する団体や東京都の不妊・不育ホットライン等を紹介しております。

面談する際は、乳幼児健診等の事業日程と重ならないよう十分な配慮を行うとともに、自宅を訪問し対応するなど、引き続き適切な配慮と支援に努めてまいります。

また、妊産婦相談の際に、流産等を経験された方から、病院や支援団体でピアカウンセリングを受け解決につながったとの声も聞かれていることから、グリーフケア等の実施については、病院におけるピアカウンセリング等の現状や地域資源の把握を含め、他自治体の取組なども参考にしながら研究してまいります。

次に、産婦健康診査事業についてですが、円滑な事業の実施に当たっては、妊婦健康診査と同様に23区相互乗入れの仕組みが必要と考えておりますので、引き続き他区の状況等を注視してまいります。

〔地域振興部長久保田善行君登壇〕

○地域振興部長（久保田善行君） 私からは、周産期のグリーフケアのうち、流産・死産などでお子様を亡くされた際の行政手続についてお答えいたします。

妊娠4か月以上で亡くなられた場合の死産届の情報は、戸籍住民課と保健所で共有し、死産等を経験された方の心理的な負担に配慮した対応に努めております。また、妊娠4か月未満で亡くなられた場合には墓地埋葬法は適用されないため、死産の届出を行う必要はありませんが、亡くなられた胎児につきましては、心情に配慮し、丁寧に扱うべきと考えております。

次に、コンシェルジュの配置等については、仕組みづくりや窓口のレイアウトなど、検討すべき事項

も多く、調査・研究が必要であります。まずは、来庁された方に寄り添った丁寧な対応に引き続き努めてまいります。

〔子ども未来部長柏原敦君登壇〕

○子ども未来部長（柏原敦君） 私からは、子育て支援についてお答えいたします。

初めに、ベビーシッター事業についてですが、区ではシッターに対して資格や研修受講等の確認を行うなど、質の担保を確実にを行う仕組みを具体的に検討しているところです。今後も多様な一時預かりニーズを的確に捉え、ご提案の都の制度活用も含め、実施に向けた検討を進めてまいります。

次に、地域型保育事業についてですが、令和3年4月の定員割れについては、コロナ禍を背景とした利用控えの影響なども考えられますが、現時点では、今後の保育ニーズの回復も見据え、地域型保育事業は総合的な供給確保策として継続していく必要があります。議員ご指摘の定員割れ時や地域型保育事業卒園後の対応等につきましては、他区の事例も参考に効果的な施策を検討してまいります。

次に、地域型保育事業への巡回相談についてです。

区ではこれまで、特別な配慮を要する子どもへの支援を強化するため、臨床発達心理士による巡回相談を平成21年度より開始し、私立認可保育所にも年々拡大してきました。今後は、保育所の種別等に関わりなく、一人ひとりの状況に応じた支援体制をさらに整えるため、地域型保育事業への拡充を進めてまいります。

○つる伸一郎君 それぞれご答弁ありがとうございました。自席より再質問をさせていただきます。

逆境のときの友が真の友、これは、今回事前キャンプを受け入れていただきましたコロンビアのことわざだそうです。先ほど教育長からもご答弁いただきまして、オリ・パラ教育の継続ということで、未来志向で、今回のオリ・パラの一つの点を、しっかりと恒久的に様々なことに展開していくことが大事であろうかと思えます。こうしたコロンビアに対するそうした部分も含めて、拡充をぜひお願いをしたいと思っております。これは要望でございます。

再質問の部分でございますが、防災対策のところではありますが、障がい者の方が、これまでの避難行動要支援者等の防災訓練、これに参加した実績はないというふうに理解をしましたが、そうした意味も含めての、そうした障がい当事者が参加をできる支援、これを具体的に検討いただきたい。相談支援員へ相談してくださいということでありましたけれども、より具体的に、この障がい当事者が参加をできる体制、これは担当の障害者福祉課だけではなく、しっかりと関係各所が連携をして確実に参加できる体制を、これを構築していただきたいと思っておりますので、ここについては再答弁をお願いいたします。

もう一点が、手話番組の制作の部分でございます。今ご答弁をいただきました動画については、これは広報しながわの臨時号と併せたPR動画、こうした条例ができましたということの周知を含めての動画というふうに理解をしています。あくまでも定期的な番組という形での手話番組を期待するものでありますので、ここについても、その違い等も含めて、改めて手話番組の制作についてのご答弁をいただければと思います。

以上2問、お願いいたします。

〔福祉部長伊崎みゆき君登壇〕

○福祉部長（伊崎みゆき君） つる議員の再質問にお答え申し上げます。

まず、防災訓練への障害のある方の参加についてです。これまで私どもも、障害者の皆様が地域の防災訓練になかなか参加しにくいというお声はいただいております。その理由として、地域に知り合いが

いないから不安とか、あと、迷惑をかけるのではないかということで遠慮をしてしまうというお声もいただいております。まずは、身近な方々が平時から、そういった障害のある方とコミュニケーションを取る中で、障害のある方が地域と一緒に暮らしているんだということを実感していただく、これがまず大事だと考えております。

それから、先ほどご答弁申し上げましたように、参加に当たっては様々な支援策をお使いいただき、実際に参加をすることで地域の方に理解をしていただくこと、また、参加することで障害者の方当事者が不安を軽減していただくこと、これが大事だと思っております。実際の方法については、様々な方のお声を聞いて検討していきたいと考えております。

続いて、手話の動画についてですが、ご指摘のとおり、今作成をしております動画は、手話言語条例の策定に当たっての啓発を含めた、手話を身近で楽しんでいただくための動画と考えております。これと併せて、ケーブルテレビなどで日常的に手話に接する機会をつくっていくことが大切だと考えております。

○議長（本多健信君） 以上でつる伸一郎君の質問を終わります。

次に、大沢真一君。

〔大沢真一君登壇〕

○大沢真一君 自民・無所属・子ども未来を代表して、通告の順に従い、せお議員とともに一般質問を行います。

質問に先駆けて、現下のコロナ禍において多くの困難や難題、難問に直面しながらも、品川区民の福祉の向上、健康の維持に日々献身的に取り組まれている職員の皆さん、そして、医療関係者をはじめとする関係各位の皆さんに大いなる感謝の意を表しつつ、また、常なき無常、心なき無情という政治の懐に、疑問と大いなる失望と驚愕、感動を覚えつつ、質問を進めさせていただきたいと思っております。

1、新型コロナウイルス感染症対策。

1、PCR検査体制の現状。

幸い、東京の感染者数は減少傾向ですが、変異ウイルスの新規感染者に占める割合が9割を超え、新しい「ミュー株」が既に国内で複数例確認されている状況にあります。これからも様々な変異ウイルスが登場し、従来のウイルスを押しつけて拡大するおそれがあります。私たちは、先の見えないウイルスとの闘いに対して、一度対策を取ったらそれで安心するのではなく、状況の変化に柔軟かつ迅速に対応する必要があります。

区では、9月上旬現在で約1万1,000人の陽性者がありました。これからも新規感染者数はいつ増加に転じるかも分かりません。そのような中で感染者数を的確に把握するためには、PCR検査が十分稼働していることが必要であるということはいふまでもありませんが、区のPCR検査センターで行った検査数は2021年1月の744人、これまでで最も多く、直近に東京で起きた8月の感染爆発では542人と、1月と比較して200人少なくなっています。しかし、1月では18.1%だった陽性率が8月は30.6%となり、8月の陽性率は異例の高さとなっています。これは、本来PCR検査が必要にもかかわらず、病状が逼迫してからやっとPCR検査を受けたり、PCR検査を受け入れる体制が脆弱化していないかの懸念があります。

杞憂であることを願いますが、今後の感染拡大の可能性にしっかり対応するためにも、区内の検査体制の現状を伺います。

2、「臨時病床」等の整備の必要性。

8月の感染拡大により、都内の既存病床が逼迫し、救急車を呼んでも入院先の病院が全く見つからずに残念ながらお亡くなりになる事例が多発されました。自宅療養者が急変し、そのまま死亡した方が数日後に発見されるなど、痛ましい事例も起きております。感染が拡大した際に、病床と対応する医療従事者の確保が最優先課題となりますが、増減する感染者に対して、ある程度柔軟に病床数を確保する体制を整えることが課題となっております。

感染拡大の際には、例えば区として体育館に「臨時病床」を整備し、軽症者や中等症者を受け入れることとすれば、たとえ重症者に対応できるような高度な医療設備が整っていないとしても、自宅療養者のように目が行き届かなくなることを防止することができると思います。

このように、今後の感染拡大に備え、柔軟に「臨時病床」を整備すること等についてのお考えをお伺いいたします。

3、区民への意識啓発。

連発され、かつ延長され続ける緊急事態宣言に対して、既に区民・都民・国民が宣言を深刻に受け止めることが難しくなり、出勤・外出等が抑制されない状況となっております。区内にも、国や都からの営業時間の時短要請や酒類提供の自粛要請を守らずに営業を行う店舗等も見られ、デルタ株が従来よりも近い距離で、かつ短時間に感染すると言われる中、このような店舗に集う若者を中心に感染が広がっております。

コロナウイルスとの闘いは長期戦であります。いかにこの長期戦によってもたらされる慣れや惰性に対し、コロナ禍などで混乱をもたらされている区民、区民生活に寄り添うことも行政の重要な責務と考えております。区民の自粛への意識啓発の意義がますます高まる中、区として今後の啓発強化についての取組を伺います。

2、ワクチン接種状況と接種率。

区は、医師会の協力の下、集団接種会場での予約枠の拡大や病院・診療所での個別接種など、ワクチン接種の促進に向けて全力で取り組んでまいりました。区職員や医療従事者のご尽力に改めて敬意を表すところであります。変異ウイルスに対してもワクチンの重症化予防効果は明らかであり、ワクチンの接種率の向上がコロナ対策の中心の課題となっております。何よりも希望する方が漏れなく接種を受けられる体制を確実に構築することが極めて重要であります。

そんな中、高齢者への接種が9割に迫り、今後は若者への接種促進が最重要課題であります。若者は、感染したとしても重症化しにくいことが、ワクチン接種に前向きでないこと背景にあると考えられますが、たとえ重症化や死亡しなくても、コロナウイルスによる後遺症なども指摘されており、また、社会の中でウイルスを拡散させることにもつながることから、ぜひ若者にもワクチンを積極的に接種していただきたいと考えます。

そこで、現状の各世代の接種率がどうなっているのかを伺うとともに、若者世代や重症化の見られる40・50代への接種を促進するための区としての工夫について伺います。

例えば、渋谷区では若者に特化したワクチン接種を開始し、混乱も見られますが、積極的な取組として注目できるとも考えられます。区では若者に特化したワクチン接種を検討する意図はないのか、伺います。

大きな2、オリンピック・パラリンピック開催による区行政・財政への影響。

1、区内競技・合宿等の実施状況。

国内外に多くの賛否の議論をもたらした東京オリンピック・パラリンピックは、8月8日と9月5日

にそれぞれ閉会式を迎えました。コロナ対策などでは難しいオペレーションを強いられましたが、アスリートたちに罪はなく、彼ら・彼女らの頑張りに感動をもらいました。オリ・パラを開催してよかったかを尋ねた世論調査では、それぞれオリンピックは約6割、パラリンピックでは7割となり、また、世界各国からは日本に感謝の意が届けられるなど、おおむね国民の理解は進んできていると思います。

一方で、数々の課題があったことも忘れてはなりません。特にコロナ禍でほとんどの競技が無観客となったこと、当初予定されていた区内での合宿での交流イベントなどが中止となりました。区内での競技実施状況と合宿実施状況の結果について、今後の区政や区民に与える影響や、その生かし方などについて報告・質問をいたします。

2、区ボランティア「しな助」運営状況。

区が募集した「しな助」には、多くの区民が応募され、区民のボランティア意識の高さをうかがわせるものがありました。無観客やイベントの中止などで運営に様々な変更があったと想像いたします。実際の運営状況や、明らかとなった課題について伺います。

また、今回応募された心あるボランティアの皆様を区としても大事にするとともに、区民のボランティア意識をさらに高めていき、地域共生社会の基盤としていく礎としていくことも大切だと考えております。「しな助」を今回限りとするのではなく、今後も区のほかの活動に生かしていく取組を進めることが肝要だと思いますが、ご意見を伺います。

3、レガシーと学校教育。

1964年以来、57年ぶりに開催されたオリ・パラです。これだけのエネルギーをかけて開催したオリ・パラレガシーをどう考えていくのかを伺います。特に、未来を生きる子どもたちへの学校教育において、オリ・パラのレガシーを最大限に活用していくとともに、一過性のものに終わらせず、長期的な視点で考えていくことが必要であります。

例えば、今回、パラリンピックでは障害者との共生が大きなテーマでありましたが、パラリンピック閉会後の共同通信の世論調査では、障がい者との共生が「深まる」と回答したのが67%に及んでおります。

この日本社会では、障がい者が気軽に外出し、誰とでも気軽に交流できる社会的機運が弱いと言われている中で、子どもたちへの学校教育においてパラリンピックの経験を踏まえた障害者との共生を醸成する教育は、従来の日本の機運を一変させる可能性を含んでおります。このように、オリンピック・パラリンピック、オリ・パラのレガシーとして、区民に障がい者への理解を深めるような取組を進めてはいかがかと考えますが、見解を伺います。

実施形態変更による財政的影響。

区が令和2年度予算として当初確保したオリ・パラ関連予算は12項目に及び、オリ・パラ準備室や子ども育成課、保育課、文化観光課、広報広聴課など、多くの部局で様々な取組が行われる予定でした。当然のことながら1年延期と無観客、イベント中止と、コロナ対応等での実施形態等は大きく変わりましたが、変更に伴う区の財政的影響の精査について、オリンピック・パラリンピックが閉会を迎えた現在、どのように捉えているかを伺います。

2、国や都の財政負担の見通しと区への影響。

また、オリンピック・パラリンピックの開催経費は、コロナ対応等による財政負担の膨張や無観客による収入減など、様々な変更があったと認識しております。国や都、組織委員会の財政負担については、まだ協議事項も残っていると聞き及びますが、区の財政負担に影響はあるのか、あるとしたらどの程度

の見通しになるのかを伺います。万が一、区の財政負担が増えることとなれば、区内イベントの中止等で支出されなかった部分を超えて、新たに財源を投入する可能性はあるのかを伺います。

3、デジタル化への対応。

デジタル庁発足を受けて、国との連携体制について聞きます。

国においては9月1日にデジタル庁を発足させました。デジタル庁は、省庁や自治体がこれまで個別に管理してきた行政データを統一的に運用する基盤を作り、国民が行政サービスを使いやすくするものとともに、行政サービスの質を高め、コスト削減や迅速化を目指すとされており。具体的には、政府や省庁、自治体が共同で行う「ガバメントクラウド」と呼ばれる情報システムの基盤を構築し、インターネット経由でのデータの保存やソフトの運用を統一的に行えるとともに、自治体は、この「ガバメントクラウド」の上で、IT企業などが作ったアプリを使って様々な行政サービスを提供することを想定しております。

デジタル庁では、IT企業などがアプリを作るに当たって、住民基本台帳や税金、介護保険など、重要な17の業務を担うのにふさわしい標準の仕様を決めることにしており、令和7年度までに原則として全ての自治体が「ガバメントクラウド」を利用することを目指しており、データを一元管理することで、サイバーセキュリティ対策もより集中して、高度に行えるよう期待されております。

当然、区の行政サービスにも大きな影響がありますが、デジタル庁発足に対する区長の受止め方を伺います。

また、現段階でデジタル庁との連携体制の構築について、国からどのような連絡があるのか。また、区は、国との間の区職員等の派遣を含め、連携体制の構築にどう対応していくのかを伺います。

2、デジタル改革を進める区役所体制と区長直轄のCDO等の導入について。

デジタル改革は従来の慣習を変えていくことであります。「変化」は、これまでの慣習もあり、一般的にはなかなか容易には進みません。

そんな中、都では、副知事に民間出身のデジタル人材を登用して改革が一挙に進んでいる事例が散見されます。また、全国の自治体でもデジタル人材を公募で募集して、部長クラスや首長直轄のポストで庁内横断的に対応している事例も多々見られます。多く見られます。

区においても、例えば区長直轄で民間公募のCDO（Chief Digital Officer）を置いて、強いリーダーシップを発揮してもらうことも一案だと考えますが、区長の見解を伺います。

3、医療、介護、防災等の区民サービスにおけるDX活用のアイデア募集と先進について。

行政手続のデジタル化を進めることは全国的に当たり前の時流であります。もはやデジタル化に進んでいない自治体はないと言っても過言ではありません。大事なのは、単なる行政のデジタル化と行政サービスの効率化からさらに前に進み、デジタルによって区民生活や区民サービスにこれまでとは異なる新たな価値や利便性を創造することが重要であります。DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進していくことが、自治体間競争に勝っていくためにも重要と考えます。

そのためには、医療、介護、防災など、区民生活に身近なところに、AIやビッグデータを用いた新たなサービスを生み出す工夫が必要と認識しております。こうしたサービスはアイデア勝負であり、幾ら区の職員さんが優秀でも、デジタル知識が限られた人たちの中で幾ら頭を絞っても生み出すことは困難であります。AIやビッグデータの専門家に区政の中にしっかり入っていただいたり、区民から区民生活に新しい価値をもたらすアイデアを募集するなど、多面的な取組が必要ではないかと考えますが、見解を伺います。

質問はこれで閉じさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、デジタル化への対応についてお答えを申し上げます。

まず、デジタル庁の発足についてですが、デジタル政策の司令塔として、国や自治体のデジタル化の加速に向けた取組を期待しているところであります。現時点では同庁からの通知等はございませんが、今後、自治体のデジタル化に向けた支援策などについて情報発信がなされるものと思われまます。職員の派遣なども含め、密接な情報交換等により連携を図ってまいります。

次に、区の体制につきましては、本年4月より情報戦略担当課長と情報戦略担当を新設したところですが、さらなる強化を図るため、民間人材の登用に向け、課長級の任期付職員採用の準備を進めているところであります。

次に、デジタルを活用した区民サービスの多面的な取組についてですが、専門知識やノウハウの導入を目的に今年度からコンサルティング会社を活用しており、システムの導入検討などで成果を上げているところであります。また、区民からのアイデア募集につきましては、これまでもオープンデータを活用したワークショップなどを実施してきたところであり、さらに効果的な手法を研究してまいります。

その他のご質問等につきましては、それぞれの担当部門よりお答えを申し上げます。

〔教育長中島豊君登壇〕

○教育長（中島豊君） 私からは、学校教育におけるオリンピック・パラリンピックのレガシーについてお答えいたします。

これまで学校では、オリ・パラ教育を通しまして、ボランティアマインドなど5つの資質を育てており、東京2020大会後も、教育活動の中で学習を継続していくことは極めて重要なことと認識しております。

レガシーとなる取組の一つには、大使館や留学生と交流を行う「世界ともだちプロジェクト」があり、児童・生徒は様々な価値観を認めることの大切さを学び、豊かな国際感覚を醸成することにつながっております。

また、障害者・高齢者施設でのボランティア活動や特別支援学校との交流などは、障害者理解に加え、日常の生活場面での様々な気付きにつながる機会であり、学びを広げるというレガシーの重要な要素と捉えております。

今後は、各学校の取組を継続・発展させ、スポーツに限らず市民科などの学習の中でも、多様性を尊重し、障害を理解する心を児童・生徒に育むことができるよう努めてまいります。

〔品川区保健所長福内恵子君登壇〕

○品川区保健所長（福内恵子君） 私からは、新型コロナウイルス感染症対策についてお答えします。

初めに、PCR検査体制の現状についてです。区内146か所の医療機関が新型コロナウイルス診療・検査医療機関として登録されており、発熱等の症状がある方や濃厚接触者とされた方は、これらの医療機関やPCR検査センターで検査を受けることが可能となっています。

8月の区内における検査人数は、PCR検査センターも含め2万622名で、1月の1万2,164名に比べ多くの検査が実施されています。陽性率は1月が10%、8月が17%と上昇しており、これは感染の蔓延によるものと考えております。

次に、臨時病床についてですが、病床や宿泊療養施設は東京都が広域的に確保しており、感染拡大に伴い、さらに酸素ステーション等の整備を行っているところです。区による整備は、医療従事者や施設

等の確保の点からも困難です。今後も都と連携協力しながら自宅療養者への往診等の医療提供を適切に行い、区民の安心安全を確保するため、必要な対応を行ってまいります。

次に、区民への意識啓発についてですが、区では、感染状況に応じた様々な啓発の呼びかけを実施してまいりました。具体的には、防災行政無線の積極的な活用、青色防犯パトロールカーによる啓発や、いわゆる路上飲みへの注意喚起のための巡回等を行っており、感染抑止に一定の効果があるものと捉えております。また、区内店舗等に対しては、東京都とも連携して自粛への協力要請を継続的に実施しているところです。

区といたしましては、引き続き、感染状況や変異株への対応、感染症に関する正しい理解を得られるよう工夫しながら、幅広く情報が行き届くよう、粘り強く啓発に努めてまいります。

次に、新型コロナワクチンの年代別接種率についてです。各世代の1回目の接種率は、9月15日現在、65歳以上の高齢者が89.3%、60～64歳77.8%、50代70.5%、40代61.8%、30代50.2%、20代41.7%、10代30.1%となっております。

次に、区は、40代、50代の接種を促進するため、9月10日から40歳以上に接種可能なアストラゼネカ社ワクチンの接種を、大崎駅前の日本精工ビルディングで開始しています。また、若年世代へは、妊婦とそのパートナーの方への優先枠を設けるほか、9月14日から新たに12歳以上の接種が可能なモデルナ社ワクチンの接種をスタートさせ、16歳～29歳の方の優先枠も設けました。一人でも多くの区民の方が接種できるよう引き続き取り組んでまいります。

〔文化スポーツ振興部長山崎修二君登壇〕

○文化スポーツ振興部長（山崎修二君） 私からは、オリンピックにおける区内競技、合宿等の実施状況についてお答えします。

区内開催競技であるホッケーとビーチバレーボール、応援競技のブラインドサッカーは全て無観客開催となりました。このため、区では、多くの区民や区内団体による応援メッセージや、試合に合わせた実況解説の配信など、オンラインを活用し、現状で最適な事業形態に変更し、実施いたしました。また、コロンビアの事前キャンプにつきましては、総合体育館でポッチャ、こみゅにていぷらぎ八潮でパラ・パワーリフティングを実施したところでございます。残念ながら選手と区民の交流事業はできませんでしたが、窓越しでの公開練習見学や区民による応援フラッグの作成を通じて、ささやかながらもできる限りの交流創出も行えたと認識しております。コロンビア共和国の大使館が区内にあることから、今後もスポーツ・文化の交流を実施してまいります。

次に、区ボランティア「しな助」の運営状況についてですが、当初予定していた聖火リレーや「しながわハウス」での活動は中止となり、「品川灯ろうアートイベント」の運営や、事前キャンプにおける練習場所の飾り付け等にお手伝いをいただきました。引き続き「しな助」の活動を希望する方にはその機会を創出し、多様なボランティア活動につながる仕組みを検討してまいります。

〔計画推進担当部長黒田肇暢君登壇〕

○計画推進担当部長（黒田肇暢君） 私からは、区財政への影響についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響で東京2020大会の実施形態が変更となったため、予定していた区の事業は中止あるいは手法変更と対応してまいりました。大会組織委員会の動向を見極めながらの判断となり、準備経費等、一定程度の負担を行ったものもございしますが、不要な予算を減額してきたところです。

また、オリンピック・パラリンピック開催経費についてですが、費用負担の枠組みに区は入っており

ません。したがって、国や東京都、大会組織委員会から、区に対して追加の財政負担を要望されるということはございません。

○大沢真一君 1点だけ再質問させていただきます。

先ほど、「しな助」、ボランティアの体制づくりを考えていらっしゃるというご答弁をいただきましたけれども、そのところ、非常にボランティアに対する意識の高い方たちが多かろうかと思えます。貴重な地域活動あるいは様々な区政活動の担い手になれる方たちだと思っておりますが、では、具体的にどのようなイメージを描かれて体制づくりというご答弁をされたのか、お答えください。

〔文化スポーツ振興部長山崎修二君登壇〕

○文化スポーツ振興部長（山崎修二君） 大沢真一議員の再質問にお答えします。

オリンピック関連で募集を契機とした「しな助」でございます。この団体活動につきましては、オリンピック終了後におきましても、同種のスポーツ関連イベントなどの会場整理等々の活動に当面募集をさせていただきまして対応していただくようなこと。それから、「しな助」の団体自身で自主的な活動が行えるよう、組織化などの支援も、必要に応じて区としては実施してまいるといったようなことを考えております。

○議長（本多健信君） 以上で大沢真一君の質問を終わります。

次に、おくの晋治君。

〔おくの晋治君登壇〕

○おくの晋治君 日本共産党を代表して一般質問を行います。

まず、コロナ感染爆発、オリ・パラ強行、医療崩壊、相次ぐ在宅死、必要な医療の提供と大規模検査で命最優先の対策をです。

東京都の新規感染者は8月に連日5,000人を超え、まさに感染爆発、医療崩壊が起こり、在宅死が相次ぎました。緊急事態宣言中に五輪を強行したことが誤ったメッセージとなり、感染爆発を引き起こしたことは明らかです。

これは菅自公政権の科学無視、国民への説明責任を果たさない、コロナにまで自己責任論を持ち込むという致命的な欠陥が招いた人災。菅首相は世論と運動に追い詰められ、政権を投げ出しました。改めて命最優先の対策への転換を求めます。

第1に、全ての患者に必要な医療を提供する体制をつくることです。

都内の在宅死は8月だけで31人に上り、救急搬送困難事案は8月末の1週間で1,703件と過去最多。親子3人で感染し、自宅療養中に糖尿病の妻が亡くなっているのを夫が発見した。また、自宅療養のひとり暮らしの30代男性は、保健所が健康観察をしていたが、家族が連絡が取れないと訪問すると亡くなっていた。等々、胸が痛む事例が相次ぎました。

品川区でも、入院先がその日に見つからない、救急車を呼んで入院までに16時間要し、搬送先はあきる野市などの事例が報告され、区内医療機関でも、若い人が自宅で重症となりやっと入院したが、人工呼吸器をつけざるを得ない方、感染した妊婦さんの緊急帝王切開など命に関わる状況が多数起きています。これは、政府が「原則自宅療養」との方針を続け、臨時の医療施設など必要な医療体制をつくらなかったためです。

特別措置法では「医療施設が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合には、施設を知事が臨時に開設し、医療を提供しなければならない」とあります。法律にのっとり対策すべきです。

区として全ての患者に必要な医療を提供するために何をすべきと考えているか、具体的にお答えく

ださい。国に対して、「原則自宅療養」の方針を撤回するよう求めてください。都知事に対して、臨時の医療施設を緊急に造るよう求めてください。それぞれお答えください。

自宅療養者が適切に対応される体制は急務です。自宅療養者の観察を行う保健師・看護師の常勤換算での配置人数、その他の職員の配置人数をそれぞれお答えください。在宅療養者への健康観察は陽性確認後何日目からか、連日行っているのか、伺います。区が責任をもって、在宅患者への往診や訪問看護など在宅医療を支える体制を抜本的に強化するよう求めます。いかがでしょうか。

第2に、感染伝播を絶つための大規模検査です。

コロナ感染は半数が無症状者からです。伝播の鎖を絶つため、「いつでも、誰でも、何度でも」無料で検査できるよう方針転換が必要です。

デルタ株は、子どもの感染状況も大きく変えました。10代以下の新規陽性者は7月半ばから4週間で6倍、小中学生や保育園児への感染も広がっています。文科省は8月27日、学校で感染者が出た場合の「対応ガイドライン」を発表。濃厚接触者などに限定された検査対象者を、同じクラスや部活動に所属の児童・生徒など広げるよう求め、候補者リストを学校が作成し、それを保健所が認定すれば行政検査の対象にしました。

「対応ガイドライン」に基づき、狭い濃厚接触者に限定するのではなく、クラス全員など広く検査を行う方針への転換と、その検査体制を取るよう求めます。いかがでしょうか。

ところが、品川区の検査は逆に縮小されています。園児や保育士の陽性者が出た区立保育園では、「濃厚接触者と判定されても無症状であれば検査は必要ない。検査を希望する場合は自分で探し受けるように」との方針です。これでは感染の実態把握もできず、家族感染を増やしかねません。

保育園でも濃厚接触者は必ずPCR検査を行うこと、さらにクラス全員など広く検査を行うこと。また、PCR検査のできる医療施設をホームページなどで公表すること。それぞれいかがでしょうか。

保育園や学校の職員などに対してPCR検査等を定期的に行うよう求めます。いかがでしょうか。

第3に、希望する人が一刻も早く打てるためのワクチン確保についてです。

品川区の接種率は、10代～30代まで10～20%台と低く、希望者が予約できません。ワクチン供給が必要量の56%と圧倒的に不足です。予約受付は、8月も9月の2日間のみ。限定枠のため2時間半で満杯。予約が取れない人があふれました。

国は「ワクチン確保はできている」と述べているにもかかわらず、なぜ自治体に供給されないのか。その理由はどう説明されているのか伺います。

ワクチン接種を希望する保育園や幼稚園、すまいるスクールなどエッセンシャルワーカーが優先して受けられる対策を求めます。いかがでしょうか。

最後に、オリ・パラ強行によって感染爆発を招いた責任について問います。

区長は「大会を成功させるのが区の役割」と述べましたが、五輪開幕時約4,200人だった全国新規感染者は、パラ開幕の8月24日には2万人超・5倍に激増。同様に重症者も激増し、医療逼迫、入院できず多くの命が奪われました。コロナに対応する区内の病院の看護師さんは「ぎりぎりの体制の中、患者の命守りたいと歯を食いしばって頑張っているのに、一体何を考えているのか」と訴えます。オリ・パラ関係者の感染者も855人に上りました。国民もアスリートも置き去りにしてオリ・パラを強行し、政治利用を企てた「安倍・菅政治」の責任が問われます。

区は、オリ・パラ開催が感染爆発を招いた大きな要因になったことを認めないのか、伺います。

続いて、長引くコロナで追い詰められている中小業者、個人、学生への支援をです。

長引くコロナで、特に弱い立場にある方々への影響は深刻。非正規で働く女性や学生などです。

民主青年同盟は、大井町駅前です3月から毎月1回、お米、缶詰、レトルト食品などの食料支援を行い、生活実態を聞くアンケート活動に取り組んでいます。アルバイトのシフト減または全くなくなるなど収入が激減した学生や、働いていた店が閉店し、食費や光熱費を削っているという非正規の女性など、生活を痛めつけられている区民の声が刻まれています。毎回長い行列ができ、これまでに延べ350人が利用。私は行列を目の当たりにして、品川区でも広がるコロナの影響を実感しました。

区は昨年7月から食の支援フードパントリーを行っていますが、ホームページに一言記載があるだけでほとんど知られておらず、この支援を受けるためには区発行の案内状を持って浅草橋にあるNPOまで取りに行かなければなりません。

フードパントリーについてのホームページの記載を、必要な方が見つけやすい記載に改めるよう求めます。また、チラシなどでも広く周知するよう求めますが、いかがでしょうか。

食料支援は品川区役所でも受け取れるようにするよう求めますが、いかがでしょうか。

また、私はスポーツインストラクターの女性から相談を受けました。区や民間のカルチャースクールなどで教えてきましたが、コロナで生徒が減り、週5日の仕事が1日に減りました。持続化給付金を受けましたが、1回で打ち切り。月次支援金も受けていますが、月10万円にすぎず、家賃や税金、国保料の支払いにも届かず、貯金を取り崩し食いつないでいます。

持続化給付金、家賃支援給付金は2回目の支給を国に求めていただきたい。「区長会から要望しているので区として改めて要望する考えはない」とのことでしたが、いまだ実現していない以上、区自身も要望すべきです。いかがでしょうか。

家賃支援給付金のとくと同様に、国と都の月次支援金に区も上乘せするよう求めます。いかがでしょうか。

学生への影響も深刻です。経済的困窮のほかにも、コロナで学ぶ権利が十分に保障されなくなっていることも大問題です。

私は、区内の大学に通う学生からお話を伺いました。

ある薬学部2年生は、入学時からずっとほとんどの授業がオンライン。画面が見にくい、集中が途切れる、質問もしにくいなど、対面授業に比べ様々な弱点があり、同様の質を保障できていません。今年4月、1か月だけ対面授業が行われたときには、「授業というのはこういうものだったんだ」「想像以上に楽しかった」「集中できるし、ノートの量も全然違う」と感動したそうです。

服飾大学3年生の方は、授業が90分から70分に短縮され、作業時間も短縮、内容も簡便になり、4年生に比べ必要な技術も身につけていないと感じています。

学びの質に加え、学生たちが口をそろえて訴えたのが学費への不満でした。「相応の授業を受けられていない。授業が変わるのなら学費もどうにかしてほしい」「オンラインなどに満額学費はおかしい」と言います。

もともと日本の学費は世界一高く、その矛盾がコロナによって拡大し、支援はますます必要。区としても学生の困難に心を寄せ、できることをすべきです。しかし、区は、「国や都などが奨学金を実施している」「高校生の返還免除型をやり始めたばかり」と、大学生への給付型奨学金を拒否。

区は、区内の学生が置かれている苦境をどう認識しているのか。支援が十分だと考えているのか、伺います。

改めて大学生への給付型奨学金や、臨時給付金などの支援を求めます。いかがでしょうか。

続いて、「心底うんざり」「我慢の限界」「転居したい」ルート直下から悲鳴、羽田新ルートは中止をです。

大井町より低く飛行機が飛ぶ勝島、東大井地域。南風だけでなく北風時には朝も離陸の被害が。地域住民の方が集めた声を紹介します。

「飛行機が通過し始めるとイライラし、仕事をしていても集中できず、全くくつろぐことができない。強風にあおられ、機体が横に流される飛行機を度々目にし、恐怖を感じる」「来ては去りとエンジン音が繰り返され、イライラが募って、我慢の限界を迎えていく。イライラを家人にぶつけるようになった」

「早朝から離陸音が聞こえ始め、朝の支度や子どもたちが学校に行くときの間もずっとうるさくて、子どもたちが出払った後リラックスしたいのにまだうるさくて、着陸来たら死ぬほどうるさいし、深夜まで音が聞こえて心底うんざり」「体調不良の際に耐えられず外出したことが何度もある。朝起きると今日も飛ぶのだろうかと思鬱な気分になる」「頭上からの威圧が非常にストレス。落下物が一番怖い。子どものことを考えると転居したい。子育てしたくて選んだのに生活が崩れてしまう」。

ルート直下で区民の平穏な生活が壊されている実態が明らかになりました。コロナで減便の下でもこれだけの被害があり、区民は新ルートに憤りを感じています。

区はこうした区民の悲鳴をつかんでいるのか、伺います。

しかし、区民の被害を把握する調査は行われていません。それは騒音などを国や区が被害だと捉えていないからです。かつて区は1976年に航空機騒音を公害と捉え、住民にどのような被害があるのか、訪問し、意識調査を実施。時間帯や疾病など生活と身体への影響を調査し、「心理的、肉体的に大きな悪影響を受けており、抵抗力の弱い老人、乳幼児は特に著しい」とし、国等に対し、飛行経路、運行方法の改善などを求めました。

区民の感じるストレスや恐怖と、それが心と体に及ぼす影響の調査を区が実施することを求めます。いかがでしょうか。

これまで区は2か所で騒音測定を実施。しかし、ルート直下の測定局がありません。区は「増設の考えはない」と説明しますが、直下の被害状況を把握するために測定局を増設すべきです。

なぜ区はルート直下に騒音測定局を設置しないのか、伺います。

被害に苦しむ区民を欺くのが国の“固定化回避検討会”です。先日、第4回を開催。2つの着陸方式を選定し、さらに検討を進めるもの。しかし、滑走路の使い方を変えずに2つに絞ったところで、着陸直前は安全のため一定の直線距離が必要で、やはり品川を飛ぶことに変わりありません。

検討会が決定した2つの着陸方式は品川区の上を飛ぶものだと認めますか、伺います。

区は国に固定化回避は求めますが、品川を飛ばないルートや中止を求めることは決してありません。「区民の安全安心第一」と説明しながら容認する姿勢です。

区長は新ルートの中止を求めずに区民の安全安心を守れるとは思っているのか、伺います。

最後に、マンション住民・地権者が何も知らされないまま進む、武蔵小山駅前・小山三丁目第1地区再開発は中止をです。

「40年間住み慣れたマンションなのに、決まったから出ていけでは困る」、再開発地区の小山三丁目第1地区区内にあるマンションに住む理事長の声です。

今、武蔵小山では、駅前の2棟の超高層マンションに続いて、商店街をまたぐ2つの再開発が計画されています。小山三丁目第1地区には、145メートル、40階建てのマンションを1棟、第2地区には、145メートル、41階建てのマンションを2棟、完成すれば5棟ものタワーマンションが林立、ムサコの

光景は一変してしまいます。

また、今回私が取り上げる第1地区内にはマンションが5棟あり、区分所有者数は147名。多くの分譲マンションを巻き込んだ区内で初の再開発になります。

7月、再開発準備組合によって近隣住民説明会が行われ、区は今年度中の都市計画決定に向け動いています。重大な局面です。

しかし、都市計画手続に向けた住民の納得や合意は存在するのでしょうか。例えば、病棟の理事長が住むマンションからは、1名の方が準備組合の理事会に参加しています。しかし、理事会で話されていることを外で話すことは禁じられているとして、マンション住人には検討内容は知らされないままでした。

また、区分所有者52名のうち準備組合に参加する37名も全員が再開発に賛成というわけではなく、情報を得る目的の人もいます。しかも、得られる情報も極めて限られ、新住居の床面積は8割から6割程度になるとも説明されていますが、それ以上の説明はされません。固定資産税がどの程度になるのかもやむやみです。ある住人の方が固定資産税の参考額を知ろうと、駅前にできた超高層マンションで調べると、60平方メートルで年間40万円、この方は今78平方メートルの部屋に住み24万円払っていますから、2倍以上になります。管理費や修繕積立金が今後どのくらい上がるのかも不安です。

これだけ負担が増えると、これを背負えない年金暮らしの高齢者等は出ていかざるを得ず、こうした追い出しはやめるべきですが、いかがでしょうか。

仮住まい期間は五、六年と言われます。高齢者にとっては最後の住まいになりかねません。住み慣れた住まいで最期を全うしたいという住民の思いを無視することはあってはならないと思いますが、いかがでしょうか。

そもそも自治体が行う都市計画決定とはどうあるべきでしょうか。都市再開発法第1条には、「この法律は、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする」とあり、再開発の都市計画決定に当たってはその事業は公共の福祉の実現となるかが問われなくてはなりません。公共の福祉となるためには、住民の暮らしの向上と社会の民主的な発展、自然環境に資するものなどであるとともに、「住民の参加と合意で決めた事柄かどうか」というのは決定的な要素です。

今回の場合、開発地域の真ん中に位置する50世帯以上のマンションで多くの住民が疑問と不安を抱えたままであり、住民の参加と合意が得られていないことは明らかです。

区が都市計画手続に踏み切ろうと判断した根拠は何か伺います。

これだけ多くの不安を抱えたまま、都市計画決定手続を進めるべきではありません。中止を求めます。いかがでしょうか。

これをもって私の一般質問を終わります。どうも長い間ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、武蔵小山駅前再開発に関するご質問にお答えを申し上げます。

小山三丁目第1地区については、地区内の権利者で組織した再開発準備組合が平成24年に設立され、地域主体で再開発事業の検討が進められております。

再開発による権利者の負担増や転居等に関する不安に対してですが、準備組合では、事業の検討状況に応じて生活再建に必要な情報を必要な時期にお伝えするとともに、個々の権利者の生活に合わせて、生活再建が円滑に進められるよう、適切にサポートしていくと聞いております。区といたしましても、

権利者の方々が不安を感じることなく、安心して生活を再建引きするよう、準備組合に対し指導・助言しております。

次に、都市計画手続についてですが、本年7月に準備組合の総会が開催され、区に提出する都市計画の案が議題となり、総会参加者の9割を超える方の賛成で議決したと聞いております。区といたしましても、地域主体で検討されたまちづくりの成果として受け止め、都市計画手続を進めていくべきと判断しております。

区といたしましては、引き続き再開発事業を支援してまいります。

その他のご質問については、各担当部門よりお答えを申し上げます。

〔品川区保健所長福内恵子君登壇〕

○品川区保健所長（福内恵子君） 私からは、新型コロナウイルス対策についてお答えします。

初めに、医療提供体制についてです。区は患者の病状に応じた適切な医療が提供されるよう、都の病床や宿泊療養施設等の整備に加え、自宅療養者への往診やオンライン診療等の充実に努めてきました。

国の自宅療養に関する考え方は、第5波の感染拡大の中、患者が急増している地域で、病状に応じた必要な医療が受けられるよう、緊急的な対応として示されたもので、あくまでも無症状・軽症の患者に限った対応です。

また、都はこれまでも、酸素ステーションの開設や宿泊療養施設での往診等、医療体制の充実に努めており、臨時医療施設について都へ要望することは考えておりません。

次に、自宅療養者の健康観察については、最大保健師・看護師71名、事務職27名で対応し、発生届確認後、電話、Web、SMSを通じ、療養終了時まで連日行っております。患者の体調悪化時には、保健所がオンライン診療や外来受診調整のほか、往診を手配し、必要な医療提供を確実に行っております。

次に、児童・生徒を対象とした検査については、対応ガイドラインも参考に、陽性者が一人でも発生した場合など、感染の状況に応じ適切に対応しております。

次に、保育園での検査ですが、濃厚接触者は14日間の自宅待機の健康観察が必要であり、第5波の感染拡大により、当面の間、園児については症状出現時の検査に変更しました。なお、検査可能な医療機関については、9月8日より公表を承諾した医療機関名が東京都のホームページに掲載されています。

また、保育園や学校の教職員については、感染予防に資する適切な時期に必要な検査をしており、定期的なPCR検査の実施は現在のところ考えておりません。

次に、ワクチンの供給についてです。

国は、希望する全ての対象者の接種完了を見据え、12歳以上の人口の8割の方が2回接種するため、複数のワクチンを配分していると説明しています。

次に、保育士等を含むエッセンシャルワーカーについては、集団接種会場のキャンセル分を優先的に接種する仕組みを既に構築し、運用しています。

次に、オリンピック・パラリンピックの開催と感染拡大についてですが、大会運営中は組織委員会による保健所と連携した感染対策が行われ、患者等の情報も共有しながら対応を進めました。区といたしましては、感染拡大は変異株の流行等、複数の要因が重なったもので、オリ・パラ開催が大きな要因となったことへの評価は難しいと考えております。

〔福祉部長伊崎みゆき君登壇〕

○福祉部長（伊崎みゆき君） 私からは、コロナ禍での支援についてお答えいたします。

まず、フードパントリーにつきましては、区のホームページでの周知のほか、暮らし・しごと応援セ

ンターや生活保護のご相談の中で、自立に向けて食の支援が必要と思われる方にご案内を行っています。今後も、ホームページの記載内容やSNSの活用を含めて周知方法を工夫してまいります。また、食料の受取場所ですが、遠距離の外出が難しい状態の方などについては、暮らし・しごと応援センターでの受取りも可能であり、ご相談の状況に応じてご案内をしております。

次に、区内中小企業への支援についてお答えします。

初めに、持続化給付金等の再給付については、既に特別区長会から国に要望しています。区として改めて要望することは考えておりません。

次に、月次支援金の上乗せ給付についてですが、区は、融資あつせんの拡充や感染症対応特別助成などにより、区内中小企業の支援に積極的に取り組んでおります。月次支援金の上乗せ給付については実施する考えはございません。

次に、区内学生の状況等についてですが、コロナ禍であり、マスコミ等の報道からもアルバイト収入の減により生活費が賸えないなど、一部学生に影響が出ているということは認識しているところです。

次に、大学生への支援についてですが、大学生向けの奨学金については、国や都など様々な制度がありますので、現時点で区としての創設は考えておりません。

そのほかの支援等については、国や都の動向を注視してまいります。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、羽田空港の機能強化についてお答えいたします。

初めに、区民の声の把握についてですが、令和2年4月の本格運用開始以降、これまでに、落下物や騒音、コロナ禍での運用などに対する約400件の声が区に寄せられています。区は、こうした声を国に届け、落下物対策や騒音軽減策の実施を求めてまいりました。今後も引き続き地域の声をしっかりと国に届けるとともに、より一層の騒音軽減策や落下物防止の取組を国に求めてまいります。

次に、新飛行ルート運用に対する影響調査についてですが、調査の実施は、事業主体である国の責任において判断すべきものと考えます。区が独自に調査を行う考えはありませんが、今後も区に寄せられた区民の声をしっかりと国に届けてまいります。

次に、騒音測定局の設置についてですが、現在の測定局は、環境省の「航空機騒音・測定評価マニュアル」に基づき、可能な限り条件に合う施設を選定したもので、増設を行う考えはございません。

次に、固定化回避検討会で示された2つの飛行方式についてですが、国は、導入の可能性があるものとして選定したとしており、今後、それぞれの飛行方式について具体的な検討を進めるとしてまいります。区としましては、引き続き検討結果を注視し、早急に具体的な方策が示されるよう国に求めてまいります。

○おくの晋治君 自席から再質問させていただきます。

まず、コロナです。国の方針は、無症状・軽症の患者に限ったことではありません。突然重症化するリスクもあります。私は撤回を求めべきだと質問しております。やはりこれはもう命に関わることで、国の方針の撤回を求めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

それから、保育園の検査のことです。症状が出なければ濃厚接触者ですら検査しないということでした。これではもう感染の実態もつかめませんし、それから家族感染を広げると、そういうことになると思いませんか。いかがでしょうか。保育園の検査では少なくとも濃厚接触者、これはPCR検査を行うべきです。いかがでしょうか。

それから、羽田です。固定化回避検討会で選定した2つの着陸方式、品川の上を飛ぶものだと認めま

すかと伺いました。これにはお答えになっていません。この点について端的に、認めるか、認めないか、お答えください。

それから、私は冒頭に直下の悲鳴をご紹介いたしました。この被害を悲鳴と捉えているのか、寄り添う姿勢が全く見えなかったのか、この点を捉えているのか伺います。

それから、最後に開発です。生活再建をサポートしていくとか、区は指導・助言するとか言われましたけれども、住み慣れたマンションを立ち退きとなって、将来の負担が増えることには変わりなくて、不安は全然解消されていないんです。住民を追い出すような再開発計画、進めるべきではないと思います。中止を求めます。いかがでしょうか。

以上です。

〔品川区保健所長福内恵子君登壇〕

○品川区保健所長（福内恵子君） おくの晋治議員の再質問にお答えいたします。

新型コロナ感染に関する国の方針の撤回についてのご質問です。国の方針は、第5波を受け、患者が急増している地域において、無症状・軽症の患者のうち宿泊療養を行えない者を自宅療養で対応との考えを示したもので、区として国に撤回を求める考えはございません。

次に、保育園の園児のPCR検査についてです。先ほどもご答弁いたしましたように、第5波の感染拡大により、当面の間、園児につきましては症状出現時の検査に変更しておりますが、今後適切な時期に対応を戻し、必要な対象に検査を実施してまいります。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、羽田空港の機能強化のご質問にお答えいたします。

初めに、品川区内の具体的な飛行ルートというところでございますけれども、これは固定化回避検討会が令和3年8月25日に開催された後に、8月27日に大臣会見がございました。その中で、今後は具体化、この固定化回避策を具体化していくために、具体的な経路案の検討などの作業を進めていくという発言がございました。したがって、現在のところ区といたしましても、具体的にどこを通るのか、これは今後検討されるという事柄ですので、それについては引き続き注視をして、品川区として必要なことを国に求めていくことが重要だというふうに捉えております。

また、地域の声、様々あることは承知しておりますが、この声の捉え方というところでございますけれども、地域の皆様方からは、安全性ですとか、あるいは騒音、そういったことに対する不安の声と、それからあと、国は今後そういったことに対してどういった考え方でどういう対策を取っていくのか、安全対策、騒音対策についてどういったことを行っていくのか、そういった問合わせも非常に多いというところがございますので、まだまだ区といたしましては国に対して、地域に対して必要な説明と情報提供をしっかりとさせていただき、これがまだまだ不足しているというところで、これを引き続き求めていくという考えでございます。

〔都市整備推進担当部長末元清君登壇〕

○都市整備推進担当部長（末元清君） 私からは、再開発に関する再質問に対してお答えいたします。

再開発の権利者の方々の中には生活再建への不安を抱えられている方もいらっしゃるから、定期的に勉強会や総会等を開催する中で、生活再建を考える上で必要な情報をお伝えするとともに、説明で使用した資料を全権利者へ配布するなど、準備組合が丁寧な対応をしているというふうに認識しております。区としては、今後も事業への理解を一層深めていただけるよう、準備組合に対し指導・助言してまいります。

○おくの晋治君 自席から、ちょっと再々質問を行います。

まず、コロナです。私が紹介したようなこの在宅死、命に関わるような在宅死の悲劇、これはもう、政府の出した、国が出した「原則自宅療養」という方針がもう根本原因にあるんです。これを撤回してもらわない限り、この悲劇は収まらないんです。やはり撤回、これを求めます。このことを考えていただきたい。そう思います。再度撤回を求めます。

それから、コロナを抑えるためにはやっぱり大規模検査、ここで陽性者を発見して、その方を保護していく、そういう検査をやらなくてはいけないんです。そういうときに、濃厚接触者ですら、一時的とはいえ検査を抑える。それはもう全く逆行していると思います。そういう検査を少しでも狭めるという姿勢こそがコロナを広げているということですから、転換すべきだと思います。この点、濃厚接触者は絶対に検査すべきところから外すべきではないと思います。再度伺います。直ちに転換していただきたいと思います。

それから、羽田です。航空専門家の方が、品川の上を飛ぶと言っているんです。それが、まだ分からないから見るということは成り立たないと思いますけれども、その点、品川の上を飛ぶというのは明らかではないでしょうか。この点、やはり伺います。

それから、この悲鳴のような声、私が紹介した声ですけれども……

○議長（本多健信君） おくの議員、質問をまとめてください。

○おくの晋治君 情報提供するとか、騒音軽減策とかいうことは、もはや成り立たないような声だと思うんですね。新ルートの中止、品川を飛ばさせないということによってしか、この声、悲鳴をなくしてしまうことはできないんだと思います。新ルートの中止こそが求められる解決策だというのは明らかではないでしょうか。この点考えていただきたい。伺います。

それから、最後に開発です。やはりこの住民に与えられた情報……

○議長（本多健信君） 時間です。

○おくの晋治君 無視して都市計画手続に突き進むことはやめるべきだと思います。再度伺います。

○議長（本多健信君） おくの議員、時間を守ってください。

[傍聴席にて発言する者あり]

○議長（本多健信君） 傍聴人の皆様に申し上げます。静粛に願います。

[品川区保健所長福内恵子君登壇]

○品川区保健所長（福内恵子君） おくの議員の再々質問にお答えいたします。

新型コロナの国の方針についてですが、先ほどの答弁とも重なりますが、国の方針は、第5波を受けて患者が急増している地域で、無症状・軽症者のうち、宿泊療養を行えない者を自宅療養での対応という考え方を示したものでございますので、区として国に撤回を求める考えはありません。

次に、保育園の濃厚接触者のPCR検査についてでございますが、第5波の感染拡大で、まずは新型コロナの患者の方たちの命を救うということに注力をすべきということで、一時的に変更したものでございます。落ち着いてまいりましたので、今後必要な対象に検査を実施してまいりたいと思います。

[傍聴席にて発言する者あり]

○議長（本多健信君） 再度申し上げます。静粛に願います。

[都市環境部長中村敏明君登壇]

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、羽田空港の機能強化の質問にお答えをいたします。

まず、具体的な飛行ルートについてですけれども、様々専門家の声もあるというところがございます

が、この固定化回避検討会が昨年6月30日に開かれて以降、現在までに、当初12通りほどの技術的な方策があったところ、現在は2通りまで議論を積み重ねて絞り込まれてきたということもございます。その中には静止衛星を使ったり、あるいは目視をしながらといった、そういった具体的な議論もされてきているところがございますので、現在のところは、やはり国の今後の議論を持つということが重要だというふうに考えております。

そして、併せて、それとともに、区としましても、日々届けられます区民の皆様の声を国に対して届けまして、早急にこの固定化回避の議論について結論を出していただきますよう、強く要望してまいります。

以上でございます。

〔都市整備推進担当部長末元清君登壇〕

○都市整備推進担当部長（末元清君） 私からは、再開発に関する再々質問に対してお答えいたします。

再開発による権利者の負担増や転居等に関する不安に対してですが、個々の権利者の生活に合わせて生活再建が円滑に進められるよう、準備組合が適切にサポートしていくと聞いております。区としても、権利者の方々が不安を感じることなく安心して生活を再建できるよう、準備組合に対し指導・助言してまいりますし、引き続き再開発を支援してまいります。

○議長（本多健信君） 以上でおくの晋治君の質問を終わります。

これをもって本日の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は明17日、本日に引き続き一般質問を行います。

なお、明日の会議は午前10時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

○午後4時26分散会

議長	本多健信
署名人	鈴木真澄
同	松本ときひろ